## 1 はじめに(第8回迅速化検証結果の公表に当たって)

裁判の迅速化に関する法律(平成15年法律第107号。以下「迅速化法」という。)が施行されて 16年が経過した。この間,最高裁判所は,同法8条1項に基づき,裁判の迅速化に係る検証(以下「迅速化検証」という。)に関する報告書を,平成17年7月から平成29年7月まで,2年ごと に7回にわたり公表した。これら各回の報告は,一連一体となって裁判の迅速化に係る総合的, 客観的かつ多角的な検証の結果(迅速化法8条1項)を示すものであり,本報告書はそれに続く 第8回の検証結果を公表するものである。

第8回の迅速化検証においては、後記第6回以降の検証方針に従い、統計データの分析を中心としつつ、これまでの検証結果をフォローアップする形で実施することとし、検証結果の公表に向けて、検証検討会を計4回開催した(各回における議論のテーマ等は【表】のとおりである。)。 統計データの分析については、これまでの検証と同様、地方裁判所における第一審訴訟事件及び家庭裁判所における家事事件等について、最新の統計データを用いて審理期間等の状況の検証を行うなどした¹。

また、民事第一審訴訟事件及び家事事件について、第6回及び第7回の検証と同様に、裁判所及び弁護士会に対する実情調査を実施したほか、初の試みとして、今回の検証から、刑事通常第一審事件についても裁判所、検察庁及び弁護士会に対する実情調査を実施し、それぞれ分析を行った。主として、民事第一審訴訟事件については、争点整理における裁判所と当事者との間の双方向のコミュニケーションを通じた認識共有や、合議体による審理の活用などを、刑事通常第一審事件については、裁判員裁判における公判前整理手続の長期化要因などを、家事事件については、調停における裁判官関与の充実に関する取組の効果と課題や、人事訴訟の審理等を念頭に置いた離婚調停の運営の現状と課題などを取り上げている。

第8回報告書のポイントは、【参考】のとおりである。

なお,第1回から第5回までの検証では,それぞれその時期の最新の統計データを用いて審理期間等の状況を検証するとともに,統計データや実情調査等に基づき長期化要因を分析・検討し(第3回報告書),それを解消するための施策を提示したほか(第4回報告書),紛争や事件の動向に影響を与える社会的要因の分析・検証(第5回報告書)を行うなどした。こうして迅速化法の施行後10年の節目を迎え,迅速化法附則3項に基づき,政府(法務省)において「裁判の迅速

<sup>1</sup> 本報告書において分析に利用した統計データは、平成31年4月15日現在のもので(なお,第7回報告書で報告した以降に統計データが修正された場合には、修正後の統計データを掲記する。)、特に明記しない限り、平成30年(1月から12月)の既済事件を対象としている。統計データは、これまでの報告書と同様、審級ごとに、当該審級において事件が終局すると作成される「事件票」に基づいている。

化法に関する検討会」が開催されたが、そこでは、迅速化法の基本的枠組みの必要性・重要性は 変わらず、最高裁判所によるこれまでの検証結果の公表の在り方は今後も維持されるべきであり、 最高裁判所において検証が引き続き行われることが期待されるなどとされた。

最高裁判所は、この検討結果も踏まえた上で、引き続き迅速化検証を続けていくこととし、第 6回以降の検証は、第5回までの10年の検証結果を前提に、統計データの分析を中心としつつ、 これまでの検証結果をフォローアップする形で実施することとしている。

### 【表】 検証検討会における議論の状況

	開催年月日	意見交換の内容		
第59回	平成29年10月13日	・第8回検証の進め方について ・民事・刑事・家事の実情調査の実施方針について		
第60回	平成30年7月26日	・民事・刑事・家事の実情調査(前半)の結果について		
第61回	平成31年2月18日	・民事・刑事・家事の実情調査(後半)の結果について ・第8回検証報告書案について		
第62回	令和元年5月30日	・第8回検証報告書案について		

#### 【参考】第8回迅速化検証報告書のポイント

## 第8回迅速化検証報告書のポイント

【注】特に記載しない限り、数値はH30のもの(速報値)であり、「民事訴訟」「刑事訴訟」記載の数値は地裁のものである。

- 新受件数 13万8443件(H28から約1万件減少)
- 平均審理期間(過払金等事件以外) 8.8月(H28)→9.1月
- 〇 合議率 未済事件 13. 2%(H28)→15. 3% 既済事件[審理期間2年超] 31.8%(H28)→34.4%

## 実情調査の結果等

民

事

訴

訟

刑

事

訴

訟

#### ◆ 争点整理における双方向のコミュニケーションを通じた認識共有

- 裁判所の認識等が伝わらない →明確かつ具体的な指摘
- ・代理人が即時に応答できない →議論すべき事項を事前予告 ノン・コミットメントルールの活用
- ◆「その他の損害賠償」事件のサンプル調査を実施
- •類型的な事件 =争点に関する認識共有が比較的容易
- 非典型的な事件 = 判断枠組が不明確, 専門的知識の不足

#### ◆ 合議体による審理

- ・多角的検討・マンパワーの活用により、審理が迅速化
- 早期の付合議のため、付合議基準の設定・定期的な検討等の工夫

## 今後の課題

- ◆ 争点整理における認 識共有の促進に関する 問題意識の弁護士全体 への浸透
- ◆ 争点整理の手法を効 果的に実践する具体的 な方法の検討・共有
- 付合議後の迅速な審 理を実現するための取

## 〇 通常第一審事件全体

新受人員 6万9028人(H28から約3000人減少) 平均審理期間 3.3月

※直近10年間, 3.0月前後で安定して推移

# 〇 裁判員裁判対象事件

新受人員 1090人(H28から約10人増加) 平均審理期間 10.0月(H28)→10.1月 公判前整理手続期間

(全体) 8. 2月(H28)→ 8. 2月 (自白) 6. 5月(H28)→ 6. 1月 (否認) 10. 1月(H28)→10. 0月

#### 実情調査の結果等

## 裁判員裁判における公判前整理手続の充実・迅速化 【長期化要因の分析】

#### ◆ 事件の内容の変化

- ・科学的・専門的知見が問題となる事件の増加
- ・電子メールや防犯カメラ等の客観的証拠の増加
- ・捜査段階で黙秘する事件や否認事件の増加

## ◆ 当事者の訴訟活動・裁判所の訴訟指揮

当事者の主張の在り方、裁判所の争点整理の在り 方等について、法曹三者から認識を異にする様々な 意見

→様々な要因が複合的に長期化に影響

## 今後の課題

◆ 事件の内容の変化は科学技術の進 展や社会情勢の変化等を背景とする外 在的要因であり,訴訟関係者の取組を 通じた改善は容易ではない



◆ 法曹三者は、公判前整理手続の基 本的な在り方についてより議論を深め、 認識共有を図っていくことが必要

#### 〇 新受件数 家事事件総数 106万6332件(H28から約4万4000件増加) 別表第一審判事件(成年後見関係等) 86万3916件 別表第二事件(遺産分割, 子の監護等) 9万9543件 一般調停事件(離婚等) 5万5335件

○ 平均審理期間 別表第二調停事件 5.8月(H28)→6.4月 一般調停事件 5. 1月(H28)→5. 6月

## 実情調査の結果等

#### ◆ 調停における裁判官関与の充実

- ・裁判官関与の充実に関する取組の趣旨は浸透
- ・評議とそのフィードバックにホワイトボードを活用する等の工夫
- ・弁護士の付いていない当事者との認識共有には課題も

#### ◆ 人事訴訟を念頭においた離婚調停

- ・人事訴訟を念頭に置いた離婚調停の運営は浸透しつつある ・運営の具体的な在り方については裁判官と弁護士との認識が
- 必ずしも一致していない面も

## 今後の課題

- ◆ 当事者の自主的紛争解 決意欲を引き出す更なる取 組が期待
- ◆ 効果的取組の横断的な 共有が重要

## 家 事 事 件

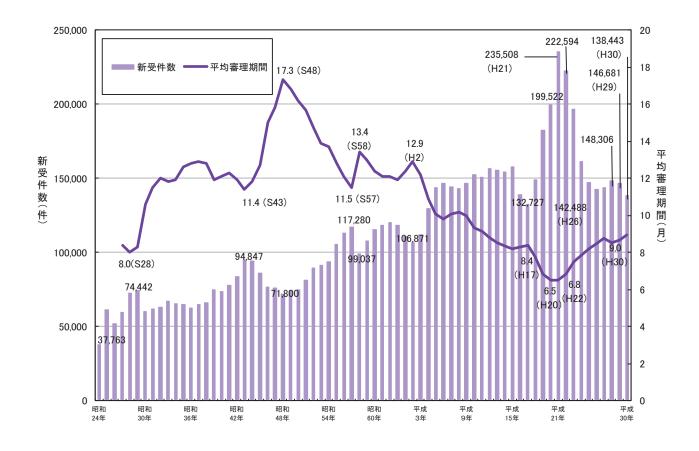
## 2 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

## 2. 1 民事第一審訴訟事件等の概況

## 2. 1. 1 民事第一審訴訟事件全体の概況

民事第一審訴訟事件(全体)<sup>2</sup>の新受件数は、過払金等事件(「金銭のその他」等)の新受件数の増減を受け、平成21年をピークにして減少傾向が続いた後、平成27年以降はおおむね横ばいとなっていたが、平成30年は近年と比べて若干減少した<sup>3</sup>(【図1】【図2】)。

#### 【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(民事第一審訴訟(全体))



<sup>2「</sup>民事第一審訴訟事件」とは、地方裁判所の通常訴訟事件及び人事訴訟事件を指す。

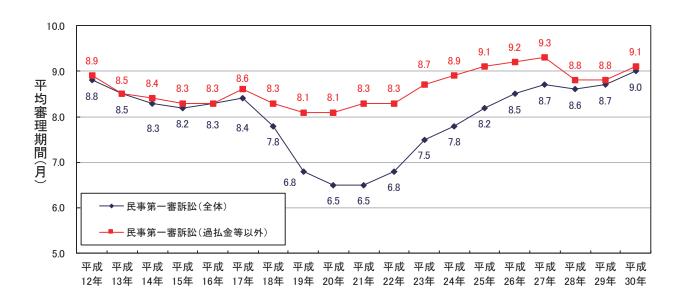
<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 過払金等事件を除外する処理の詳細は、第3回報告書概況·資料編 24 頁以下を参照

### 【図2】 新受件数の推移(民事第一審訴訟(過払金等)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



平均審理期間<sup>4</sup>を見ると、民事第一審訴訟事件(全体)と過払金等事件以外の民事第一審訴訟事件のいずれについても、平成22年頃から平成27年まで長期化が続き、平成28年及び平成29年はほぼ横ばいに推移したが、平成30年は再び長期化傾向が見られた(【図3】)。審理期間が2年を超える事件の割合<sup>5</sup>も、民事第一審訴訟事件(全体)で前回の5.8%から6.8%に増加した(【表4】)。平均争点整理期日回数が若干増加するなど、争点整理期間が長期化している(【表5】【図6】)。

#### 【図3】 平均審理期間の推移(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



<sup>4</sup> 平均審理期間は、従来から、1事件ごとの実数値の平均ではなく、審理期間の区分ごとに設定された代表値(基本的には、各区分の中間値が代表値とされており、例えば、民事第一審訴訟事件の既済事件については、1月以内から5年超まで 10 段階に区分されており、1月以内の代表値は0.5月となる。)に、各区分ごとに集計された事件数を乗じたものの総合計を事件総数で除することにより算出されており、本報告書においても、この方式によっている。一例として、3月超6月以内の事件が4件、6月超1年以内の事件が5件、1年超2年以内の事件が1件の場合を想定すると、平均審理期間は、「(4.5月×4件+9月×5件+18月×1件)÷10件」で算出され、8.1月となる。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 審理期間が2年を超える事件の割合は、「2年超3年以内」、「3年超5年以内」及び「5年を超える」の各欄に記載された割合を 足し合わせる方法によって求めている。複数の審理期間区分を通じて割合を求める際、このような方法によることは、以下、特に 断らない限り、本報告書において同様である。

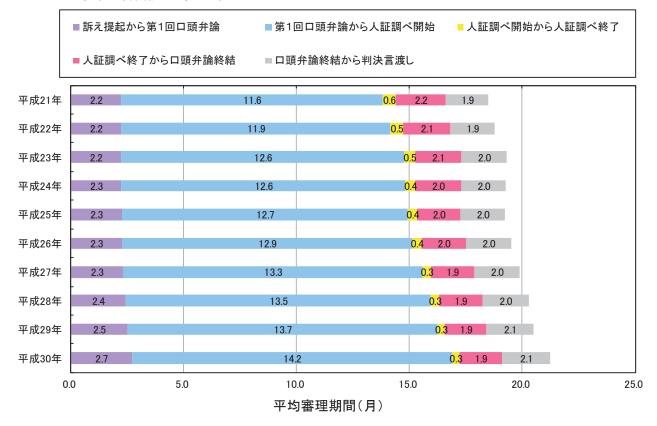
【表4】審理期間別の既済件数及び事件割合 (民事第一審訴訟(全体)及び民事第一 審訴訟(過払金等以外))

事件の種類	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
既済件数	138,682	98,901
6月以内	76,656	54,060
ОЯИМ	55.3%	54.7%
C日初1年以中	27,607	19,427
6月超1年以内	19.9%	19.6%
1年超2年以内	25,013	18,387
1年超2年以内	18.0%	18.6%
2年超3年以内	6,822	5,058
2年起3年以内	4.9%	5.1%
3年超5年以内	2,292	1,745
3年起3年以内	1.7%	1.8%
F年もわる 7	292	224
5年を超える 	0.2%	0.2%

【表5】 平均期日回数及び平均期日間隔 (民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴 訟(過払金等以外))

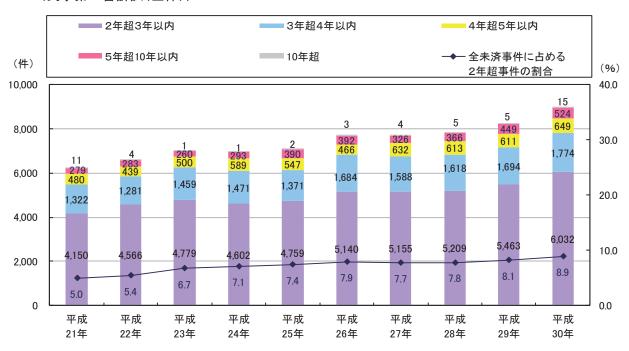
事件の種類	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
平均期日回数	5.0	5.0
うち平均口頭弁論 期日回数	1.9	1.8
うち平均争点整理 期日回数	3.1	3.2
平均期日間隔(月)	1.8	1.8

【図6】 人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移 (民事第一審訴訟(過払金等以外))



また、係属期間が2年を超える未済事件の事件数及び全未済事件に占める割合は、近年増加が続いている(【図7】)。

【図7】係属期間2年超の未済事件の割合及び係属期間別事件数の推移 (民事第一審訴訟(全体))



民事第一審訴訟事件(全体)の終局区分別の事件割合については、判決で終局した事件の割合(41.4%)は前回と同一であったが、和解で終局した事件の割合(37.1%)が前回(35.8%)よりも増加した。なお、過払金等事件以外で見ると、対席判決で終局したのは既済件数全体の約25%(判決で終局した4割強の事件のうち、対席判決によるものが6割弱)となっている。(【表8】)

民事第一審訴訟事件(全体)の終局区分別 【表8】終局区分別の既済件数及び事件割合 (民事第一審訴訟(全体)及び民事第 事件割合については、判決で終局した事件 ー審訴訟(過払金等以外))

	事件の種類	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
	既済件数	138,682	98,901
	判決	57,376	43,189
	十1/六	41.4%	43.7%
	うち対席	33,489	24,660
000000000000000000000000000000000000000	(%は判決に対する割合)	58.4%	57.1%
	和解	51,445	35,275
	イロガチ	37.1%	35.7%
	取下げ	19,800	11,478
	אן און	14.3%	11.6%
	それ以外	10,061	8,959
	てイレルグト	7.3%	9.1%

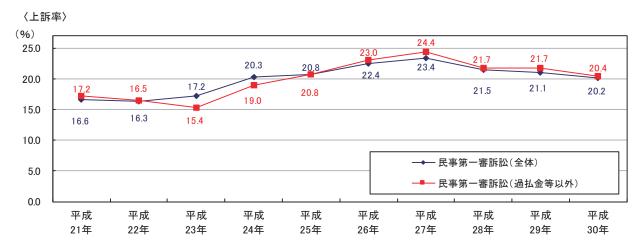
人証調べの実施率は減少傾向にあるが、 【表9】 人証調べ実施率及び平均人証数 平均人証数は前回と同様である(【表 9])。

(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審 訴訟(過払金等以外))

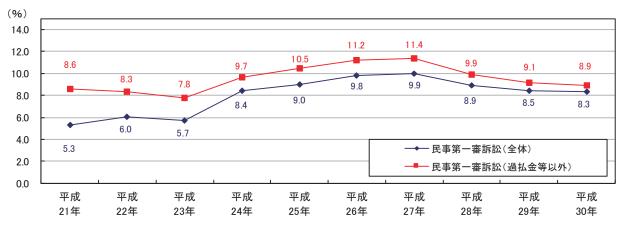
	事件の種類		民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
	人	、証調べ実施率	14.4%	15.5%
		平均人証数	0.4	0.4
	うち平均証人数		0.1	0.1
			0.3	0.3
Ī	人証調	平均人証数	2.7	2.7
3	· ベ 実	うち平均証人数	0.9	0.8
4	施 事 件	うち平均本人数	1.8	1.9

民事第一審訴訟事件(全体)の上訴率については,平成27年(23.4%)までは増加する傾向にあったが,平成28年以降は減少する傾向にあり,平成30年は20.2%となっている(【図10】)。

## 【図10】上訴率及び上訴事件割合の推移(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))

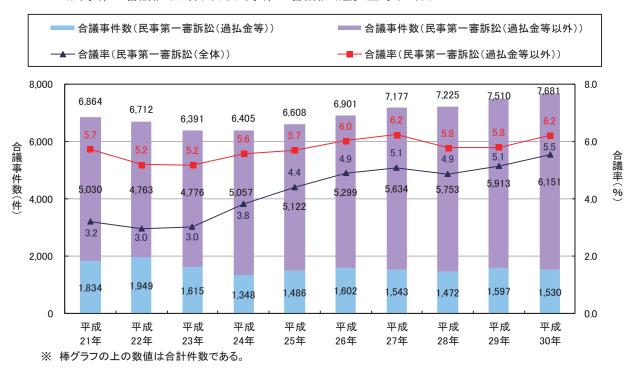


#### 〈上訴事件割合〉

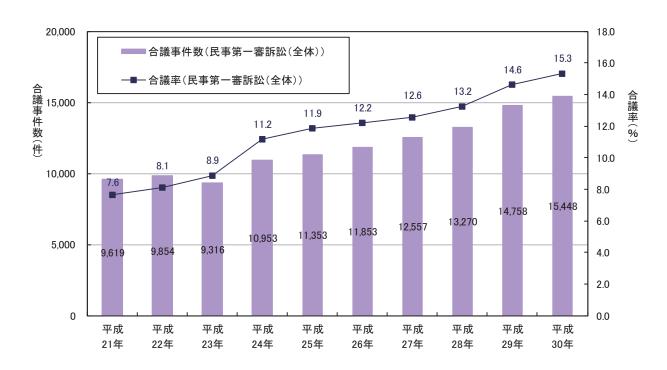


民事第一審訴訟事件(全体)の合議率については、平成24年以降、既済事件及び未済事件ともに増加する傾向にある。審理期間2年超の既済事件の合議事件数及び合議率は、いずれも平成23年以降増加する傾向にあり、平成30年の合議率は34.4%となっている。(【図11】【図12】 【図13】)

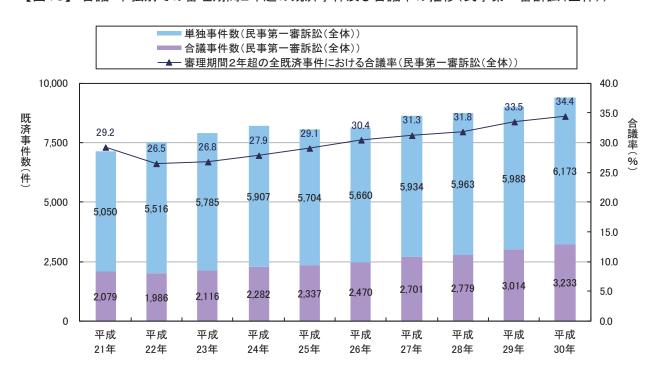
【図11】 既済事件における合議事件数及び合議率の推移 (民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



#### 【図12】 未済事件における合議事件数及び合議率の推移(民事第一審訴訟(全体))



### 【図13】 合議・単独別での審理期間2年超の既済事件及び合議率の推移(民事第一審訴訟(全体))



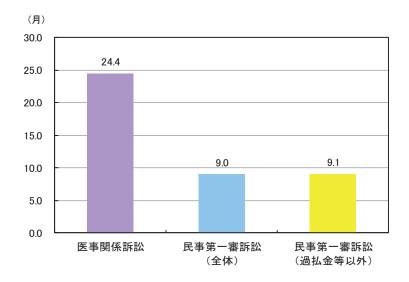
## 2. 1. 2 個別の事件類型の概況

## 2. 1. 2. 1 医事関係訴訟の概況

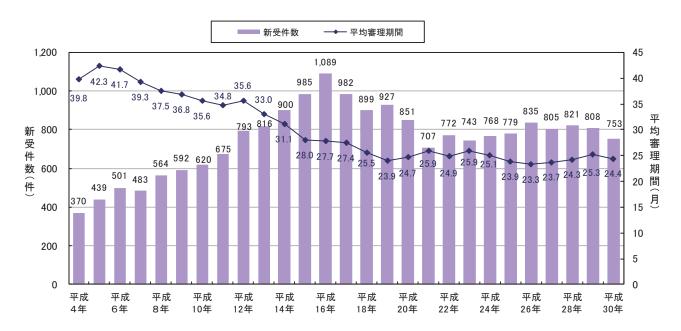
ク時である平成16年(1,089件)から平成21年(707件)までおおむね減少傾向をたどった後,平成21年 以降は年間700件台で,平成26年 以降は年間800件台前半でそれぞれ推移していたが,平成30年は753件に減少した。

平均審理期間(24.4月)は,前回(24.3月)からほぼ変化が見られず,長期的にみてもほぼ横ばいに推移している。(【図14】【図15】)

医事関係訴訟の新受件数は、ピー 【図14】平均審理期間 (医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



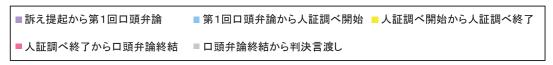
【図15】 新受件数及び平均審理期間の推移(医事関係訴訟)

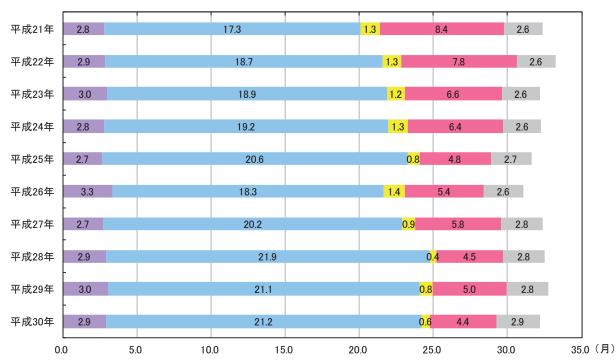


※ 平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

人証調べを実施して判決で終局した事件について見ると,第1回口頭弁論から人証調べ開始までの争点整理期間(21.2月)が前回(21.9月)より若干短くなったが、全体の平均審理期間は前回からほぼ変化が見られず、長期的に見てもほぼ横ばいである(【図 16】)。

【図16】 人証調べを実施して判決で終局した事件の手続段階別平均期間の推移(医事関係訴訟)



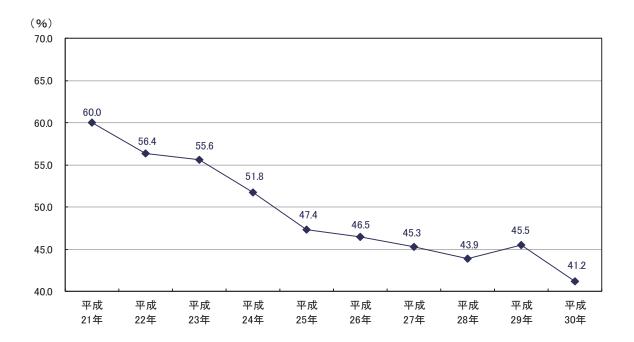


また、人証調べ実施率及び鑑定実施率については前回より減少しており、長期的に見ても減少傾向にある(【表 17】 【図 18】 【表 19】)。

【表17】 人証調べ実施率及び平均人証数 (医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
人証調べ実施率	41.2%	14.4%	15.5%
平均人証数	1.2	0.4	0.4
平均人証数 (人証調べ実施事件)	2.8	2.7	2.7

## 【図18】 人証調べ実施率の推移(医事関係訴訟)



【表19】 鑑定実施件数及び鑑定実施率 (医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件	‡の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
鑑	実施件数	57	717	593
定	実施率	7.4%	0.5%	0.6%

その余の主な統計データ(審理期間別の既済件数及び事件割合,終局区分別の既済件数及び事件割合)についても、前回から大きな変化は見られず、民事第一審訴訟事件と比べて、審理期間が2年を超える事件の割合や、和解で終局した事件の割合が高い水準にあることも、前回と同様である(【表 20】 【表 21】)。

【表20】 審理期間別の既済件数及び事件割合 (医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
既済件数	770	138,682	98,901
平均審理期間(月)	24.4	9.0	9.1
6 B N th	113	76,656	54,060
6月以内	14.7%	55.3%	54.7%
6月超1年以内	89	27,607	19,427
0月起1年以内	11.6%	19.9%	19.6%
1年超2年以内	226	25,013	18,387
1十起2十以内	29.4%	18.0%	18.6%
2年超3年以内	189	6,822	5,058
2年起3年以内	24.5%	4.9%	5.1%
3年超5年以内	134	2,292	1,745
3千起3千以內	17.4%	1.7%	1.8%
□ ケナカラ Z	19	292	224
5年を超える 	2.5%	0.2%	0.2%

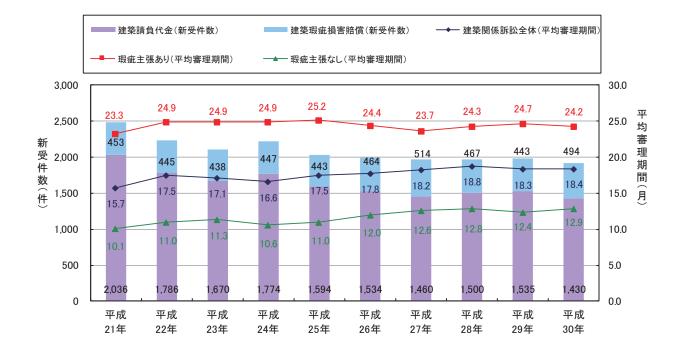
【表21】 終局区分別の既済件数及び事件割合 (医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
判決	249	57,376	43,189
十1/六	32.3%	41.4%	43.7%
うち対席	249	33,489	24,660
(%は判決に対する割合)	100.0%	58.4%	57.1%
和解	418	51,445	35,275
个山	54.3%	37.1%	35.7%
取下げ	36	19,800	11,478
AX PT)	4.7%	14.3%	11.6%
それ以外	67	10,061	8,959
てれい以外	8.7%	7.3%	9.1%

#### 2. 1. 2. 2 建築関係訴訟の概況

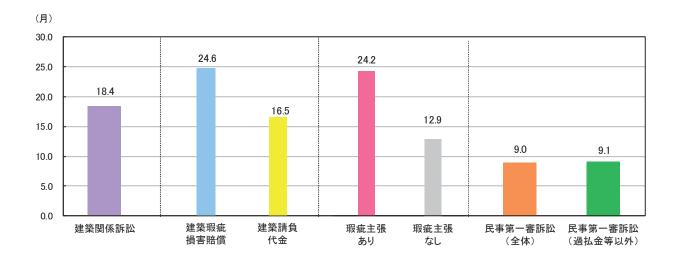
建築関係訴訟<sup>6</sup>の新受件数(1,924件)は、前回(1,967件)より若干減少しており、平成21年(2,489件)をピークにしておおむね減少傾向にある。審理期間については、比較的審理が長期化しやすい瑕疵主張のある建築関係訴訟の建築関係訴訟全体に占める割合(48.8%)が前回(51.9%)より3.1%減少したこと等の影響で、建築関係訴訟全体の平均審理期間(18.4月)は、前回(18.8月)より0.4月短縮した。他方、瑕疵主張のある建築関係訴訟における審理期間が2年を超える事件の割合(40.2%)が前回に続いて増加傾向にあり、民事第一審訴訟事件と比べて、審理期間が2年を超える事件の割合が高い水準にある。(【図22】【図23】【表24】)

## 【図22】 新受件数及び平均審理期間の推移(建築関係訴訟)



<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 建築関係訴訟には、建築瑕疵損害賠償事件(建物建築の施工等に瑕疵があったとして損害賠償を求める事件)と建築請負代金事件(建物建築に関する請負代金等を請求する事件)がある。

## 【図23】 平均審理期間(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



### 【表24】 審理期間別の既済件数及び事件割合(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
既済件数	439	1,398	897	940	138,682	98,901
(%は建築関係訴訟に対する事件割合)	23.9%	76.1%	48.8%	51.2%	_	-
平均審理期間(月)	24.6	16.5	24.2	12.9	9.0	9.1
6月以内	44	397	72	369	76,656	54,060
одим	10.0%	28.4%	8.0%	39.3%	55.3%	54.7%
6月超1年以内	64	243	137	170	27,607	19,427
0月起1平以内	14.6%	17.4%	15.3%	18.1%	19.9%	19.6%
1年超2年以内	150	440	327	263	25,013	18,387
1年起2年以内	34.2%	31.5%	36.5%	28.0%	18.0%	18.6%
2年超3年以内	101	219	213	107	6,822	5,058
2年起3年以内	23.0%	15.7%	23.7%	11.4%	4.9%	5.1%
	65	87	124	28	2,292	1,745
3年超5年以内	14.8%	6.2%	13.8%	3.0%	1.7%	1.8%
- <del> </del>	15	12	24	3	292	224
5年を超える	3.4%	0.9%	2.7%	0.3%	0.2%	0.2%

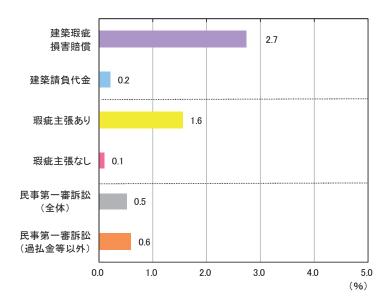
瑕疵主張のある建築関係訴訟における平均人証調べ期間は、民事第一審訴訟事件よりも長期化する傾向にあったが、平成30年(0.3月)は、前回及び前々回(いずれも0.9月)より短縮し、民事第一審訴訟事件と同じ水準になった(【表25】)。

【表25】 人証調べを実施した事件における平均 審理期間及び平均人証調べ期間(瑕疵 主張のある建築関係訴訟)

平均審理期間(月)	33.7
平均人証調べ期間(月)	0.3

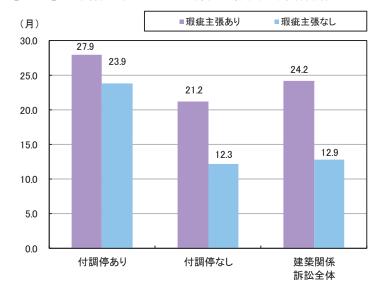
鑑定実施率 (瑕疵主張のある建築 関係訴訟) は、平成 18 年以降で見る と低い水準が続いている (【図 26】)。

【図26】 鑑定実施率(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



瑕疵主張のある建築関係訴訟のうち,調停に付された事件の割合(45.0%)は,前回(39.2%)よりも更に増加し,その平均審理期間(27.9月)は,前回(30.0月)より短縮した(【図 27】【表 28】)。

【図27】 付調停の有無別の平均審理期間(建築関係訴訟)



【表28】 付調停事件数及び付調停率(建築関係訴訟)

事件の種類	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	建築関係訴訟 全体
既済件数	897		1,837
付調停事件数	404	50	454
付調停率	45.0%	5.3%	24.7%

その余の主な統計データ(終局区分別の既済件数及び事件割合)について,前回から大きな変化は見られない(【表 29】)。

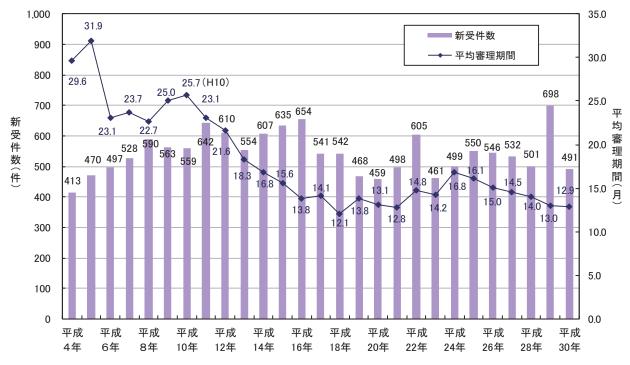
【表29】 終局区分別の既済件数及び事件割合(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審 訴訟(全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
判決	122	457	206	373	57,376	43,189
刊次	27.8%	32.7%	23.0%	39.7%	41.4%	43.7%
うち対席	116	327	198	245	33,489	24,660
(%は判決に対する割合)	95.1%	71.6%	96.1%	65.7%	58.4%	57.1%
和解	145	623	351	417	51,445	35,275
个山 丹牛	33.0%	44.6%	39.1%	44.4%	37.1%	35.7%
取下げ	157	266	318	105	19,800	11,478
以下()	35.8%	19.0%	35.5%	11.2%	14.3%	11.6%
 <b>エカいめ</b>	15	52	22	45	10,061	8,959
それ以外	3.4%	3.7%	2.5%	4.8%	7.3%	9.1%

#### 2. 1. 2. 3 知的財産権訴訟の概況

知的財産権訴訟<sup>7</sup>の新受件数は前回(501件)より減少して,491件となった。平均審理期間(12.9月)は,前回(14.0月)と比べて短縮し,平成25年以降短縮傾向にある。(【図30】)

【図30】 新受件数及び平均審理期間の推移(知的財産権訴訟)



※ 平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

審理期間が6月以内の事件の割合 (36.4%)が,前回(24.5%)より増加 し,6月超2年以内の事件の割合 (50.7%)は前回(62.1%)より減少し た(【表31】)。

審理期間が6月以内の事件の割合 【表31】審理期間別の既済件数及び事件割合 (知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
既済件数	535	138,682	98,901
平均審理期間(月)	12.9	9.0	9.1
C-PN-	195	76,656	54,060
6月以内	36.4%	55.3%	54.7%
CP #1	117	27,607	19,427
6月超1年以内	21.9%	19.9%	19.6%
1年超2年以内	154	25,013	18,387
1年起2年以内	28.8%	18.0%	18.6%
0年初0年以中	50	6,822	5,058
2年超3年以内	9.3%	4.9%	5.1%
- <del> </del>	19	2,292	1,745
3年超5年以内	3.6%	1.7%	1.8%
F /= + +n = 7	-	292	224
5年を超える 	_	0.2%	0.2%

<sup>7</sup> 知的財産権訴訟とは、事件票において「知的財産金銭」又は「知的財産」に区分される訴訟を指す。

また,知的財産権訴訟は,民事第一審 【表32】終局区分別の既済件数及び事件割合 訴訟事件と比べて, 判決で終局した事件 に占める対席判決の割合(91.1%)及び 当事者双方に訴訟代理人が選任された事 件の割合 (76.6%) が極めて高く, 平均 争点整理期日回数 (5.9回) も多くなって いる(【表32】【表33】【表34】)。

(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
判決	225	57,376	43,189
刊决	42.1%	41.4%	43.7%
うち対席	205	33,489	24,660
(%は判決に対する割合)	91.1%	58.4%	57.1%
和解	225	51,445	35,275
不以用年	42.1%	37.1%	35.7%
取下げ	59	19,800	11,478
ях ГТ)	11.0%	14.3%	11.6%
Z-40 121 M	26	10,061	8,959
それ以外	4.9%	7.3%	9.1%

【表33】訴訟代理人の選任状況 (知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審 訴訟(全体)	民事第一審 訴訟(過払 金等以外)
777	410	00.040	
双方に	410	63,049	46,417
訴訟代理人	76.6%	45.5%	46.9%
原告側のみ	78	53,489	34,079
訴訟代理人	14.6%	38.6%	34.5%
被告側のみ	31	3,806	2,733
訴訟代理人	5.8%	2.7%	2.8%
+ 11- bz	16	18,338	15,672
本人による	3.0%	13.2%	15.8%

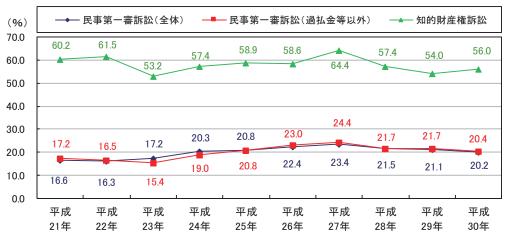
【表34】 平均期日回数及び平均期日間隔 (知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
平均期日回数	7.5	5.0	5.0
うち平均口頭弁論 期日回数	1.6	1.9	1.8
うち平均争点整理 期日回数	5.9	3.1	3.2
平均期日間隔(月)	1.7	1.8	1.8

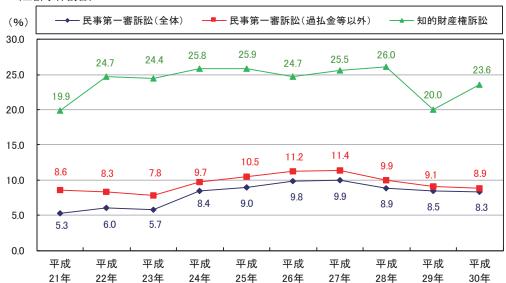
知的財産権訴訟の上訴率は56.0%であり、民事第一審訴訟事件(全体)の上訴率の約2.8倍で ある(【図35】)。

#### 【図35】 上訴率及び上訴事件割合の推移(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)





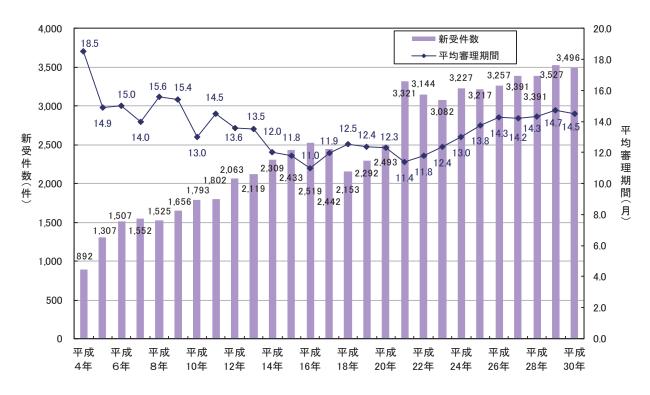
### 〈上訴事件割合〉



#### 2. 1. 2. 4 労働関係訴訟等の概況

労働関係訴訟<sup>8</sup>については、平成21年以降新受件数が高い水準で推移していることの影響もあって、平均審理期間が長期化傾向にある(【図36】)。

【図36】 新受件数及び平均審理期間の推移(労働関係訴訟)



※ 平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

審理期間が6月以内の事件の割合 (20.7%)は前回(20.3%)より若干増 加したが,前回と同様,民事第一審訴訟 事件と比べると顕著に低い。これに対 し,1年超2年以内の事件の割合 (37.2%)は前回(37.7%)より若干減 少したが,前回と同様,民事第一審訴訟 事件と比べると顕著に高い。(【表 37】)

【表37】 審理期間別の既済件数及び事件割合 (労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
既済件数	3,335	138,682	98,901
平均審理期間(月)	14.5	9.0	9.1
C B N th	690	76,656	54,060
6月以内	20.7%	55.3%	54.7%
6月超1年以内	952	27,607	19,427
0月起1年以内	28.5%	19.9%	19.6%
1年超2年以内	1,241	25,013	18,387
1	37.2%	18.0%	18.6%
0/F #70/F N/F	359	6,822	5,058
2年超3年以内	10.8%	4.9%	5.1%
0年初5年以中	90	2,292	1,745
3年超5年以内	2.7%	1.7%	1.8%
	3	292	224
5年を超える	0.1%	0.2%	0.2%

<sup>8</sup> 労働関係訴訟とは,事件票において「労働金銭」又は「労働」に区分される訴訟を指す。

また,終局区分別の事件割合について,判決で終局した事件の割合(23.1%)は前回(26.0%)より減少したのに対し,和解で終局した事件の割合(63.4%)は前回(61.5%)より増加した。民事第一審訴訟事件と比べると,和解で終局した事件の割合が高い点は,前回と同様である。(【表38】)

また,終局区分別の事件割合 【表38】終局区分別の既済件数及び事件割合 (労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
判決	771	57,376	43,189
一	23.1%	41.4%	43.7%
うち対席	707	33,489	24,660
(%は判決に対する割合)	91.7%	58.4%	57.1%
<b>∓</b> □ <b>A</b> Z	2,113	51,445	35,275
和解	63.4%	37.1%	35.7%
取下げ	309	19,800	11,478
AX PT)	9.3%	14.3%	11.6%
それ以外	142	10,061	8,959
てれる場外	4.3%	7.3%	9.1%

なお、労働審判事件に係る終 局事由別の事件割合について、 調停成立で終局した事件の割合 (72.6%)は前回(72.4%)よ り若干増加し、労働審判で終局 した事件の割合(14.7%)も前 回(14.3%)より若干増加した (【表39】)。労働審判事件の 平均審理期間(80.7日)は、前 回(79.1日)より若干長くなっ た(【表40】)。

なお, 労働審判事件に係る終 【表39】終局事由別の既済件数及び事件割合(労働審判事件)

事件の種類	労働審判事件
労働審判	504
力測番刊	14.7%
調停成立	2,491
调管队业	72.6%
24条終了	148
24未於 ]	4.3%
取下げ	245
4X 1 17	7.1%
却下•移送等	41
却下"杨达寺	1.2%

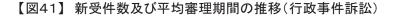
労働審判	504
うち異議申立て	343
あり	68.1%
うち異議申立て	161
なし	31.9%

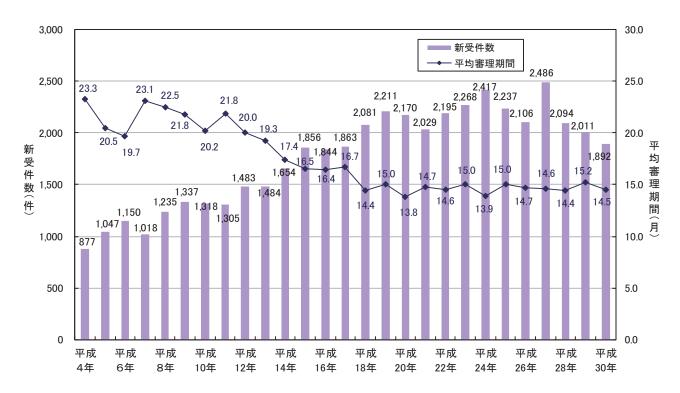
【表40】 審理期間別の既済件数, 事件割合及び平均審理期間 (労働審判事件)

事件の種類	労働審判事件
既済件数	3,429
平均審理期間(日)	80.7
1月以内	84 2.4%
1月超2月以内	979 28.6%
2月超3月以内	1,234 36.0%
3月超6月以内	1,094 31.9%
6月超	38 1.1%

## 2. 1. 2. 5 行政事件訴訟の概況

行政事件訴訟9の新受件数は、前回より減少した。平均審理期間(14.5月)は、平成18年以降 の推移の範囲内に収まっており、前回(14.4月)からおおむね変化はない。(【図41】)





当事者双方に訴訟代理人が選任された事 【表42】訴訟代理人の選任状況 件の割合は前回(50.9%)より増加し 56.8%となったが(【表 42】), 人証調べ 実施率は前回(22.7%)より減少し21.5% となった(【表 43】)。双方に訴訟代理人 が選任された事件及び人証調べを実施した 事件はいずれも平均審理期間が長い傾向に

(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審 訴訟(全体)	民事第一審 訴訟(過払 金等以外)
双方に	1,105	63,049	46,417
訴訟代理人	56.8%	45.5%	46.9%
原告側のみ	104	53,489	34,079
訴訟代理人	5.3%	38.6%	34.5%
被告側のみ	475	3,806	2,733
訴訟代理人	24.4%	2.7%	2.8%
± 11 Z	262	18,338	15,672
本人による	13.5%	13.2%	15.8%

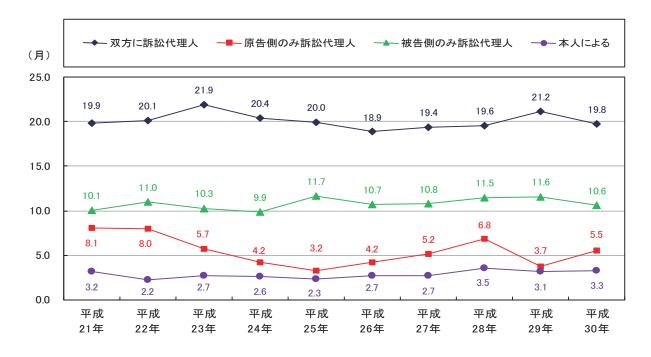
あるところ(【図 44】 【表 45】),前者の割合が増加し、後者の割合が減少したため、平均審 理期間にはほとんど変化が生じなかったものと考えられる。

行政事件訴訟とは, 抗告訴訟(取消訴訟, 不作為の違法確認訴訟, 無効等確認訴訟, 義務付け訴訟, 差止訴訟), 当事者訴 訟、民衆訴訟及び機関訴訟を指し、国又は地方公共団体を被告とする国家賠償請求訴訟を含まない。

【表43】 人証調べ実施率及び平均人証数 (行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
人証調べ実施率	21.5%	14.4%	15.5%
平均人証数	0.5	0.4	0.4
平均人証数 (人証調べ実施事件)	2.2	2.7	2.7

### 【図44】 訴訟代理人選任状況別の平均審理期間の推移(行政事件訴訟)



【表45】人証調べを実施した事件における平均 審理期間及び平均人証調べ期間(行 政事件訴訟)

平均審理期間(月)	26.2
平均人証調べ期間(月)	0.5

その余の主な統計データ(審理期間別の 【表46】審理期間別の既済件数及び事件割合 既済件数及び事件割合,終局区分別の既済 件数及び事件割合, 争点整理手続の実施件 数及び実施率)について、6月以内の既済 件数の割合の増加や争点整理手続の実施率 の増加が見られるものの,全体としては前 回から大きな変化は見られなかった。民事 第一審訴訟事件と比べると,審理期間が6 月以内の事件の割合が低く, 1年を超える 事件の割合が高いこと,大半の事件が判決 で終局すること, 争点整理手続の実施率が 顕著に低いことは,前回と同様である。

(【表 46】【表 47】【表 48】)

(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
既済件数	1,946	138,682	98,901
平均審理期間(月)	14.5	9.0	9.1
6月以内	576	76,656	54,060
	29.6%	55.3%	54.7%
6月超1年以内	492	27,607	19,427
	25.3%	19.9%	19.6%
1年超2年以内	566	25,013	18,387
	29.1%	18.0%	18.6%
2年超3年以内	190	6,822	5,058
	9.8%	4.9%	5.1%
3年超5年以内	109	2,292	1,745
	5.6%	1.7%	1.8%
5年を超える	13	292	224
	0.7%	0.2%	0.2%

【表47】 終局区分別の既済件数及び事件割合 (行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
判決	1,432	57,376	43,189
	73.6%	41.4%	43.7%
うち対席	1,289	33,489	24,660
(%は判決に対する割合)	90.0%	58.4%	57.1%
和解	23	51,445	35,275
	1.2%	37.1%	35.7%
取下げ	322	19,800	11,478
	16.5%	14.3%	11.6%
それ以外	169	10,061	8,959
	8.7%	7.3%	9.1%

【表48】 争点整理手続の実施件数及び実施率 (行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件	‡の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
争手点	実施件数	441	60,478	44,612
続 整理	実施率	22.7%	43.6%	45.1%

## 2. 2 民事第一審訴訟事件に係る実情調査の概要と検証

### 1 実情調査の位置付け(目的)

民事第一審訴訟事件については、第7回報告書でも指摘したとおり、争点整理期間が若干長くなり、それに伴って全体の審理期間が長期化する傾向にある。争点整理は、裁判所と当事者との間で主要な争点や重要な証拠について認識を共有することにより、攻撃防御を当該争点に集中させ、必要な人証を集中して調べることで、充実した審理を迅速に行うためのものであるところ、争点整理期間が長期化している状況からは、このような認識共有の作業が必ずしも円滑に行われていないことがうかがわれる。また、「その他の損害賠償」は、そもそも主要事実の特定が難しく何が争点となるか等の認識共有が困難な非典型的な事件を多く含むため、平均審理期間が比較的長い事件類型であるところ、近年その事件数は増加傾向にある(第7回報告書 69 頁【図】参照)。そこで、今回の検証では、裁判所と当事者との間の双方向のコミュニケーションを通じた争点等についての認識共有の現状と課題のほか、非典型的な損害賠償事件において争点等の認識共有を困難とする具体的事情や工夫等について実情調査を行うこととした。また、合議体による審理の効果や長期化が見込まれる事件を早期に合議に付すための工夫等についても調査対象とした。これらの点について調査するため、平成30年2月及び10月に、大規模及び中規模の地方裁判所本庁各1庁の計2庁の裁判所並びに上記本庁2庁に対応する単位弁護士会に対して実情調査を行った。

実情調査の結果及びそれを踏まえた検証検討会での議論等の要点は、次のとおりである。

#### 2 争点整理における裁判所と当事者との間の認識共有

#### (1) 実情調査の結果等

## ア 双方向のコミュニケーションの現状と課題

#### (ア) 争点等に関する裁判所の認識等を当事者に伝えているか

裁判所が釈明権の行使や暫定的心証開示などにより認識や疑問(以下「認識等」という。)を当事者に伝える時期や内容について見ると、裁判所の側からは、①審理の初期段階では、期日間に提出された準備書面に記載された当事者の主張内容(訴訟物を含む法律構成や要件事実、主張の位置付け等)や立証内容(主張と証拠の整合性、証拠の有無等)を正確に理解するために、裁判所から釈明権を行使するなどして疑問を提示することが多い、②審理の中盤以降は、裁判所から暫定的心証開示などにより主要な争点や重要な証拠について認識を示して議論をすることが多い、③争点の軽重については、ある程度事実関

係の主張立証がされた段階で裁判所がどの点を中心的争点と考えているかを伝えている、 ④進行については、争点整理が煮詰まった段階で裁判所から今後の進行の見通しを述べる ことが多いといった現状認識が示された。

また、代理人の側からは、全体的な傾向としては、序盤から認識等をはっきり述べる裁判官が増えているとの評価が多数であったが、他方で、類型的な事件以外では序盤で認識等を伝える裁判官はさほど多くないとの指摘や、認識等を伝えるかどうかや、重要な間接事実や争点の軽重に関する認識まで伝えるかどうかは裁判官や事案によってばらつきがあるとの指摘もあった。

#### (イ) 裁判所の認識等が当事者に伝わらない原因と対策

裁判所の認識等が当事者に十分に伝わっていない場合としては、裁判所は釈明等により 認識等を伝えたつもりであっても、代理人側がこれを十分に理解することができないため、 その後に提出された主張や立証が裁判所の釈明事項に応えていないということがあるとの 指摘があった。

裁判所側の要因として、代理人の側からは、①裁判所の言い方が曖昧である、②直接的 に認識等を述べるのではなく、代理人に対する質問の形で間接的に認識等を示す場合があ る、③認識等の結論を述べるのみで、その認識等を有するに至った理由を説明しないため、 裁判所の意図が十分に伝わらないことがある、④双方の主張を争点ごとに並べた争点整理 案を示すだけでは、争点の軽重に関する裁判所の認識は伝わらないとの意見が出された。 これに対しては、裁判所の側から、裁判所が認識等を伝える際に、①関連する準備書面や 証拠の該当箇所を具体的に指摘する、②結論だけではなく理由も説明する、③前提として いる法律構成や裁判例,文献を具体的に指摘する,④裁判所がどの点を中心的争点と考え ているかを明確に伝えるといった工夫がされているとの紹介がされた。また、裁判所と代 理人との間で、期日の終了時に当該期日における議論の内容や次回期日までの準備事項を 再度確認したり、期日において又は期日終了後に、これらを記載した書面を当事者に交付 したりすることにより、認識に齟齬が生じるのを防ぐ工夫もされているとの紹介がされた。 一方,代理人側の要因としては,代理人が釈明の意図を理解できないときに裁判所に対 して趣旨を確認しないことが挙げられたが、これに対しては、代理人の側から、代理人は 不用意に裁判所に質問することにより依頼者に不利な結果となることを懸念して、その場 で質問することを躊躇する場合があるとの指摘があった。また、代理人の知識や経験が不 足している場合には、裁判所の釈明に的確に対応できないことがあるとの指摘もあった。 これに対しては、裁判所からある程度具体的な例を挙げて主張すべき事実や調査方法を説 明するなどの工夫がされているとの紹介がされた。

さらに、以上で述べたような工夫を実践する上でのあい路として、裁判所が具体的な事実関係について釈明を求めたり、調査方法等を詳細に説明したりすると、相手方当事者から一方当事者に肩入れしているとして抵抗感が示されたり、争点が拡散したりするおそれがあるため、特に経験の浅い裁判官の中には、このような事態を懸念して積極的に認識等を伝えることを躊躇する傾向があるのではないかとの指摘もあった。これに対しては、代理人の側から、第一審で争点として顕在化しなかったとしても、控訴審等で改めて問題となる可能性もあるため、第一審の段階から早めに認識等を示すべきであるとの指摘があった。また、裁判官同士又は裁判所と弁護士会との間の各意見交換の場で、どの程度の釈明権の行使や暫定的心証開示が望ましいのかといった点について議論をすることが、釈明権の行使等を躊躇している裁判官の意識を変える契機となるとの意見も出された。

## (ウ) 裁判所からの投げ掛けに対して代理人が即時に応答しない要因と対策

裁判所からの投げ掛けに対して代理人が即時に応答しない場合があり、特に準備書面に記載されていない事実関係についての質問や、代理人が想定していない観点からの質問に対しては、直ちに回答することができず、「次回までに書面で回答する」と回答することが多いとの指摘があった。その要因としては、代理人が依頼者から事情を聴取できていないことや、ある程度の事情聴取はできているとしても依頼者との関係から期日で即答できないことなどが挙げられた。

これに対しては、当事者が議論の準備をして期日に臨むことができるようにするため、 裁判所が次回期日で口頭議論をすることや議論する事項を当事者に事前に告知することが 有効であるとの意見が出された。

また、既に代理人が依頼者からある程度の事情聴取ができている場合には、裁判所から代理人に対して、(次回期日までに書面で確定的な主張をする前提で)暫定的な主張の見通しを述べるように促すこともされており、一方当事者から暫定的な主張の見通しが示されることで、相手方当事者は早めに反論の準備に着手することができ、裁判所もその後の審理の見通しを付けることができるとの意見が出された。この点について、代理人の側からは、暫定的な見通しを述べるためには、その前提として当事者間でノン・コミットメントルール<sup>10</sup>についての共通認識が形成されている必要があるが、現状では全ての代理人が理解しているとはいえないとの意見が出された。その要因としては、近年は弁護士数の増加等により弁護士同士の関係が希薄になっていることもあり、代理人間にノン・コミットメントルールについての共通認識が形成されにくくなっていることが指摘された。また、裁

<sup>10</sup> 暫定的な発言は撤回可能なものとし、裁判所は当該発言をもって心証形成することはなく、相手方も当該発言を準備書面で引用するなどしないということ。

判所との関係でも、期日での代理人の発言が本当に心証形成に影響しないのか疑問があり、 暫定的な主張に基づく議論をすることは躊躇するといった意見が出された。

これに対しては、裁判所が当事者に対して暫定的な主張の見通しを述べるよう促す際には、最初に双方当事者に対してノン・コミットメントルールが適用される旨説明するとともに、議論の終了後に、一方当事者に対しては書面で確定的な主張をするよう求め、相手方当事者に対しては書面による確定的な主張が提出されてから反論するよう促すといった工夫例が紹介された。また、ノン・コミットメントルールの在り方等について、裁判所と弁護士会との間で意見交換をするなどして共通認識を構築する必要があるとの意見も出された。

#### (エ) 争点の確認と記録化の実情等

争点の確認については、期日における口頭での確認のほか、複雑な事案では当事者に対して争点整理案を示したり要約書面の提出を求めたりするなどの方法で行われているとの紹介があった。確認対象については、裁判所の側から、主要事実レベルの争点のほか、事案によっては重要な間接事実や争点の軽重についても確認しているとの現状認識が示された。他方、代理人の側からは、間接事実レベルの争点の確認や争点の軽重の確認は十分ではないとの指摘や、過失の評価根拠事実などが十分に整理し切れず争点を明確に確認しないまま人証調べに入ることもあるとの指摘もあった。

記録化については、裁判所の側から、①主要事実レベルの主張の撤回や自白のほか、今後の立証との関係で重要となりそうな間接事実や争点も調書に記載している、②複雑な事案では主張整理表や主張の骨子を調書に添付することもある、③争点整理の途中においてもできるだけ確認した争点を調書に記載しているといった実情が紹介された。他方、代理人の側からは、①主張の撤回や自白は調書に記載されているが、争点自体を調書に記載している事案は少ない、②裁判所から調書に記載する旨の告知がされなければ通常は調書の閲覧謄写をしていないといった指摘があった。

争点の確認や記録化の効果としては、①証拠調べの内容が争点に焦点を当てた効果的なものとなる、②主張立証責任の所在が明らかになる、③当事者にとっても事件の見通しがついて和解が成立しやすくなる、④争点の認識共有により不意打ち判決を防止できることなどが挙げられた。また、⑤争点整理の序盤や中盤で主張の構造(要件事実)や書証の成立に関する認否を確認して記録化することにより、その後の主張立証が拡散することを防ぐことができるとの指摘もあった。

他方,争点の記録化がされない要因としては,裁判所の側から,調書の記載に手間が掛かる一方,さほど複雑ではない事案では準備書面等により裁判所と当事者との間で認識共

有が図られているため、あえて記録化しなくてもよいとの意識があるとの指摘があった。 また、代理人の側からは、審理の序盤で争点が記録化されると、争点が絞られすぎて十分 な主張立証がしにくくなり、紛争の実相に合わない結果となるおそれがあるとの指摘があ り、争点を確定する時期についても裁判所と当事者との間で認識共有が必要であるとの意 見も出された。

## (オ) 電話会議システムやテレビ会議システムを利用した争点整理における認識共有のあい路と 方策

電話会議システムを利用した争点整理<sup>11</sup>については、①相手の表情や反応が分かりにくいため、互いに認識が伝わっているか確認しにくい、②図面や地図などの書証の該当箇所を指摘しながらの議論がしにくい、③期日での書面交付ができないため事前送付の手間が掛かるといったあい路が指摘された。

また、テレビ会議システムを利用した争点整理<sup>12</sup>については、相手方の顔を見ながら話をすることができるので、電話会議と比較すると認識共有が容易になるとの指摘がある一方、現在のテレビ会議システムでは、①画像や音声のタイムラグがあるため、相手の表情等から発言のニュアンスを読み取ることが難しい、②書画カメラの解像度が低く、共通の図面や物を見ながらの議論もしにくいといった指摘があった。また、遠隔地にいる者もテレビ会議システムが設置された裁判所に出頭しなければならないところ、それが法廷等の少ない地方の裁判所である場合には期日調整が困難となる場合があり、このことがテレビ会議の利用がそれほど広まっていない一因となっている可能性も指摘された。

これに対しては、ウェブ会議等のITツール<sup>13</sup>を活用することが可能となれば、相手の表情や反応がより鮮明に映し出されるため、円滑な認識共有が可能となるとともに、柔軟な期日調整もできるのではないかとの指摘があった。また、オンラインでのデータ共有等により、図面や地図などのほか、期日間の釈明事項、主張の骨子、期日の結果等の電子データを共有することが可能となれば、裁判所と当事者との間で共通認識を持ちやすくなるとの指摘もあった。そして、これらのITツールを用いることにより期日間隔の短縮や作業の効率化を図り、審理の迅速化につなげることができるのではないかとの意見も出された。

<sup>11</sup> 電話会議システムを利用して弁論準備手続期日を実施する場合,一方当事者は受訴裁判所に出頭し,相手方当事者は代理人の弁護士事務所等に所在し,裁判所と弁護士事務所等を電話会議システムで接続して音声通話をする方法により期日が行われている。

<sup>12</sup> テレビ会議システムを利用して弁論準備手続期日を実施する場合,一方当事者は受訴裁判所に出頭し,相手方当事者は最 寄りのテレビ会議システムが設置された裁判所(以下「出頭裁判所」という。)に出頭し,受訴裁判所と出頭裁判所をテレビ会議 システムで接続する方法により期日が行われている。

<sup>13</sup> 平成 29 年 10 月に内閣官房に設置された「裁判手続等のIT化検討会」において民事裁判手続のIT化について検討が行われ、 平成 30 年3月に検討結果が取りまとめられた。同取りまとめでは、e提出(訴状等のオンライン提出等)、e法廷(ウェブ会議等 を通じた裁判手続への参加)、e事件管理(訴訟記録の電子化等)の3つのeの実現を目指すこととされており、裁判所において も、民事訴訟手続におけるITツールの活用に向けた検討が進められている。

#### (カ) 裁判所内、弁護士会内及び裁判所と弁護士会との意見交換

裁判所内では、各部内で争点等の認識共有の在り方について随時話題にしているほか、 庁内で具体的な事例を用いた意見交換や模擬弁論準備手続を行うなどして、ノン・コミットメントルールや口頭議論の活性化等の在り方について議論が行われている。このような意見交換により、裁判官同士で認識共有のための具体的な方法を共有することができ、また、具体的な事例を用いて検討することにより問題意識が浸透しやすくなるとの意見が出された。

他方,弁護士会の中には,裁判官を講師とした争点整理等についての研修を行っている ところがあり,訴訟進行についての裁判官の率直な意見を伝えることができる点で効果が あるとの意見が出された。

また、裁判所と弁護士会との間で、具体的事例を用いた模擬弁論準備手続や認識共有の 実情に関するアンケートを実施して議論を行っている例もある。このような意見交換の効果としては、①裁判所の認識等が伝わっているか否かについて裁判官と代理人との間に認識のずれがあることや、裁判官によって訴訟指揮にばらつきがあることが分かる、②口頭議論の在り方について裁判官と代理人との間で共通認識や相互理解が深まり、口頭議論がやりやすくなる、といった点が挙げられた。

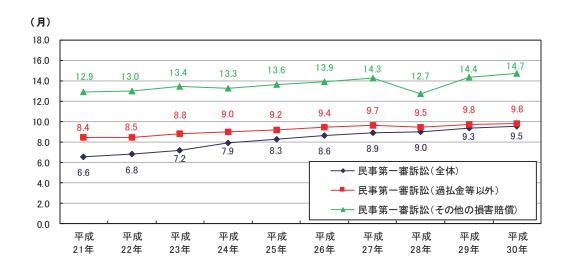
もっとも、これらの意見交換に参加していない裁判官及び弁護士への周知・還元が引き 続き課題であるところ、裁判所においては庁内の会議での報告や結果の取りまとめの回覧 等が行われており、弁護士会においては会報への結果の掲載やeーラーニングの活用によ る周知・還元のほか、興味を引くキーワードを用いた広報等により研修参加者を増やす試 みがされていることが紹介された。

### イ 非典型的な損害賠償事件において争点等の認識共有を困難とする具体的事情及び工夫

#### (ア) 統計データ

【図】は、民事第一審訴訟のうち判決、和解又は取下げで終局した事件の平均審理期間の推移を示すものである。民事第一審訴訟(全体)は、平成21年から平成30年にかけて6.6月から9.5月の間で推移しているのに対し、民事第一審訴訟(その他の損害賠償)は、平成21年から平成30年にかけて12.7月から14.7月の間で推移しており、民事第一審訴訟(全体)と比べて相当長期化している。

## 【図】 既済事件の平均審理期間の推移(判決, 和解又は取下げで終局した事件) (民事第一審訴訟(全体), 民事第一審訴訟(過払金等以外)及び民事第一審訴訟(その他の損害賠償))



## (イ) 「その他の損害賠償」事件のサンプル調査の結果

今回の実情調査では、対象庁において、「その他の損害賠償」事件の具体的な内容についてのサンプル調査<sup>14</sup>を行った。その結果、大規模庁では、その他契約関係の事件数が最も多く、次いで事件数の多いものから順に、国家賠償関係、不貞慰謝料関係、その他人身傷害関係、会社関係、相続財産関係、金融商品関係、労働関係、名誉毀損関係、介護関係、IT・ソフトウェア関係であった。また、中規模庁では、国家賠償関係の事件数が最も多く、次いで事件数の多いものから順に、不貞慰謝料関係、その他契約関係、その他人身傷

<sup>14</sup> 実情調査の対象庁が受理した「その他の損害賠償」事件のうち、抽出日時点で係属中の事件の記録を、受理日の新しいものから順に 100 件調査し、事件の内容ごとに次のとおり分類した。

①介 護 関 係 介護施設(サービス付き高齢者住宅を含む。)や訪問介護での事故を理由とするものなど

②相 続 財 産 関 係 相続財産(相続開始前の被相続人の財産を含む。)の使い込みを理由とするものなど

③名 誉 毀 損 関 係 名誉権侵害, 侮辱, プライバシー侵害等を理由とするもの(インターネット上の名誉毀損等を理由とするものを含む。)など

④不 貞 慰 謝 料 関 係 配偶者等との不貞行為を理由とするもの

⑤金 融 商 品 関 係 先物取引等のデリバティブ取引(未公開株に関する取引を含む。)に関する説明義務違反や適合性 原則違反を理由とするものなど

⑥学 校 関 係 学校で発生した事故を理由とするものに加え、いじめ、生徒への安全配慮義務違反(教師から学校に対する使用者の安全配慮義務違反を理由とするものは「労働関係事件」に分類する。)を理由とするものなど

⑦IT・ソフトウェア関係 システム開発契約上の契約違反を理由とするものなど

⑧会 社 関 係 取締役や従業員による横領·背任,取締役の善管注意義務違反を理由とするものなど

⑨労 働 関 係 パワハラ,過重労働など使用者の安全配慮義務違反を理由とするものなど

⑩その他 契 約 関 係 上記①から⑨に該当しないもののうち,売買契約や請負契約等の契約関係に起因して債務不履行 責任,不法行為責任を追求するものなど(契約締結上の過失・継続的契約の打切りを理由とするも のを含む。)

①その他人身傷害関係 上記①から⑩に該当しないもののうち、故意又は過失による人の生命・身体の侵害等を理由とするものなど

②国家賠償関係上記①から①に該当しないもののうち、国家賠償法に基づくもの

害関係、会社関係、労働関係、相続財産関係、名誉毀損関係であった。

以上の調査により、「その他の損害賠償」事件の中には、不貞慰謝料関係や金融商品関係等のある程度類型化できる事件のほか、その他契約関係やその他人身傷害関係といった個別性が高く類型化が難しい非典型的な事件が多く含まれていることがうかがわれた。

#### (ウ) 認識共有を困難とする具体的事情と工夫

「その他の損害賠償」事件のうち、不貞慰謝料関係のような類型的な事件は争点に関する認識共有が比較的容易であるが、非典型的な事件では、判断枠組みが明確でなかったり、直接証拠がないため多数の間接事実が主張されたりするなどして、争点等の認識共有が困難となることがうかがわれた。具体的には、以下のような指摘があった。

- ・その他人身傷害関係の事件等では、原告の主張において被告の不法行為が特定されていないことや、過失や注意義務違反に関する主張が不明確なことがあり、争点整理に必要な事実関係の主張や証拠が提出されていないことも多い。このような場合、裁判所は、原告に主張立証を促すほか、被告側に証拠が偏在している場合には被告にも主張立証を促し、代理人においては、弁護士法 23 条の2に基づく照会等を利用して証拠を収集している。
- ・先例の乏しい事件では、要件事実や重要な間接事実が明確でないことから、双方当事者 から背景事情等を含む広範な事実関係や法律関係が主張される一方で、争点を明らかに する上で真に必要な事実関係は必ずしも十分に主張されないこともあるため、争点が拡 散して長期化することがある。このような事態が懸念される場合、裁判所においては早 期に法律構成について認識を示すこと、代理人においては時系列表や事実関係整理表を 作成したり、関連裁判例を提出したりすることなどにより、議論の整理を試みている。
- ・争点整理の前提として医学や工学等の専門的知見が必要となる事件では、裁判所の専門的知見が不足しているため、裁判所が争点整理のイニシアティブを取ることができず、 争点の認識共有が困難となることが多い。このような場合、裁判所においては、当事者に文献の提出や期日での口頭説明を求め、代理人においても、図を用いた説明や争点に特化した準備書面の作成等を行うなどして、必要な知見の共有を図っている。また、専門委員の活用、現地見分や説明会の実施、専門的知見に関する証拠調べの先行等の工夫もされている。
- ・代理人と依頼者との信頼関係が希薄な場合には、代理人において事情聴取や証拠収集が スムーズに行えなかったり、依頼者の方針や主張が途中で変わったりするため、紛争の 実相をとらえて適切に主張を構成することが困難となる。
- ・相続財産関係の紛争や近隣同士の紛争で当事者間の感情的な対立が激しく、期日におけ

るコミュニケーションが円滑に行えない場合には、前提となる信頼関係の構築から始める必要がある。

# (工)対策

「その他の損害賠償」事件のうち、類型的な事件については、①裁判所内においては、IT・ソフトウェア関係の専門家による実務上の諸問題についての講義や、不貞慰謝料額に関する裁判官同士の意見交換、名誉毀損事件に関する判例の研究会等が行われており、②裁判所と弁護士会との間では、DVやマンション問題に関する事件など、認識共有が困難な事件類型をテーマとした意見交換が行われている。このように、類型的な事件については、裁判所内や裁判所と弁護士会との間で、事件類型に応じた判断枠組みや実務上の諸問題について意見交換を行うことにより、認識共有の促進を図り得ることがうかがわれた。他方、類型化が難しい非典型的な事件については、事案ごとの個別性が高く、類似する事案を経験する機会が少ないため、共通のイメージを持って議論をすることが難しく、裁判所内及び裁判所と弁護士会との間の意見交換において、これに特化した議論はされていない。そのため、非典型的な事件については、釈明権の行使、暫定的心証開示、ノン・コミットメントルール等による口頭議論の活性化、専門的知見の早期獲得等の一般的な争点整理の手法を、個々の事件の特性に応じて実践することにより、争点等の認識共有を図っているのが実情であることがうかがわれた。

# (2) 検証検討会での議論

検証検討会では、審理の序盤では、裁判所の言い方が曖昧であったり質問の趣旨・理由の 説明が不十分であったりして、裁判所の認識等が代理人に伝わらないことがあるが、審理の中 盤以降は活発に双方向のコミュニケーションが行われ、争点の軽重についても議論されており、 全体としてみると争点等の認識共有がされているとの評価が示された。他方、裁判所としては 準備書面において十分な主張がされているためあえて認識等を示す必要はないと考える場合で あっても、裁判所と当事者との間で認識にずれが生じることもあるため、裁判所の認識等を示 すことはなお必要ではないかとの指摘があった。

また、争点整理における認識共有の促進に関し、実情調査においては裁判所側及び代理人側の双方から先進的な議論状況が紹介されたものの、この点に関する問題意識が弁護士全体に浸透するにはまだ時間を要するとの意見が出された。また、認識共有の手法の一つであるノン・コミットメントルールについては、代理人側にはなお裁判官の心証形成への影響や相手方代理人に言質を取られることへの懸念があるとの指摘や、裁判所側にもノン・コミットメントルールを個々の事案のどのような場面でどのように実践すべきかが十分に意識されていないのではないかとの指摘があった。今後、実情調査で取り上げられた争点整理の手法を実践につな

げるためには、それらの手法について抽象的に議論するだけではなく、個々の事案の審理の段 階や局面に応じた効果的な実践方法について議論する必要があるとの意見が出された。

「その他の損害賠償」については、ある程度類型化が可能な事件については更に裁判所内で判断枠組み等を検討していく必要があるとの意見が出された。他方、その他契約関係やその他人身傷害関係など、個別性が高く、既存の法的枠組みをそのまま当てはめられない非典型的な事件については、代理人が事実関係や法律構成を十分に整理しないまま訴えを提起した場合には争点整理に時間がかかることがあり、そのような事件の増加が争点整理期間の長期化に影響しているのではないかとの指摘があった。また、裁判所においても、特に経験の浅い裁判官にとっては、審理運営に困難を感じる要因が自身の経験不足によるものか、それとも事案の非典型性や困難性によるものかを見極めること自体が容易でないことがあるため、裁判所内で具体的な事案の特徴を踏まえた議論ができる場を設けることも有用であるとの意見が出された。

## (3) 今後に向けての検討

実情調査では、争点整理における双方向のコミュニケーションをより活発にするための方策として、釈明権の行使や暫定的心証開示、ノン・コミットメントルール等について、裁判所側及び代理人側から様々な工夫が紹介された。もっとも、代理人側については、これらの議論の問題意識が弁護士全体に浸透するには至っていないとの指摘がされており、今後は、裁判所と弁護士会との間で引き続き議論を行うほか、広く問題意識の浸透を図るための方策を検討する必要がある。また、裁判所側についても、当事者への認識等の伝え方や争点等の確認・記録化については、なお裁判官によってばらつきがあることが指摘されており、裁判所内において、争点等の認識共有や争点の絞り込みの具体的な方法を共有するための方策を検討することが必要となろう。さらに、これらの議論を実践につなげるためには、争点整理の手法について抽象的に議論するだけではなく、具体的な審理の段階や局面に応じた効果的な方策について議論することも重要であると考えられる。

「その他の損害賠償」事件については、類型的な事件と、個別性が高く類型化が難しい非典型的な事件に分けられる。類型的な事件については、裁判官同士及び裁判所と弁護士会との間で、審理判断の枠組み等について意見交換を行うことにより共通認識を構築し、認識共有の促進を図ることが可能であると考えられる。他方、非典型的な事件については、事案の個別性が高いため、共通のイメージを持って審理判断の枠組みを議論することが難しいとの指摘がある。そのため、非典型的な事件については、釈明権の行使、暫定的心証開示、ノン・コミットメントルール等による口頭議論の活性化といった一般的な争点整理の手法を、個々の事案の特性や場面に応じて的確に実践することが重要となってくる。今後は、類型的な事件については判断枠組みの共有を図り、非典型的な事件については一般的な争点整理の手法を事案や局面に

応じて効果的に実践するためのノウハウ等の共有を図ることが課題であり、そのための方策を 検討する必要があると考えられる。

## 3 合議体による審理の活用

## (1) 実情調査の結果

# ア 合議体による審理の効果

審理が難航している単独事件を合議に付すことで、合議体による多角的な観点からの検討が可能となり、①訴訟指揮や求釈明の内容が明確化され迅速な争点整理につながる、②説得的な和解案の提示により当事者の納得が得られやすく早期に和解が成立するとの指摘があった。また、③合議体のマンパワーを活用することにより、作業量の多い事件に対応することができるとの指摘もあった。このように、審理が難航している単独事件を早期に合議に付すことにより、迅速化を図っていることがうかがわれた。

他方,代理人の側からは,合議に付される事件は複雑困難な事件が多いことなどから,一般的には単独事件の方が迅速なイメージがあるとの意見も出された。

## イ 長期化が見込まれる単独事件を早期に合議に付すための工夫

長期化が見込まれる単独事件を早期に合議に付すための工夫として、付合議基準に「審理期間が1年を経過してもなお長期化が予想される事件」を明示するとともに、定期的に部に係属する単独事件の進行状況を確認し、長期化が見込まれる事件の有無について検討すること(部に係属する合議相当事件の有無を定期的に検討する取組のことを、実務上「棚卸し」と呼ぶことがある。)により、審理が難航している単独事件を部の実情に応じて意識的に合議に付すようになったとの実例が紹介された。また、裁判所内の部を超えた協議の場において、各部の付合議の時期や手順について意見交換をし、適時適切に合議に付されるように付合議の仕組みの改善を図っていることが紹介された。

## ウ 付合議により審理が長期化する要因と対策

裁判所の側からは、合議事件が増えることにより審理が長期化するおそれがあり、その要因として、合議の開廷日が少ないため証拠調べ期日の調整が困難となるという点が指摘された。これに対しては、あらかじめ数期日先までの期日を予約することにより対応しているとの工夫が紹介された。

また,他の大規模な合議事件の判決起案の時期や合議体の構成員の異動時期に合議に付した事件については、審理が円滑に進まないことがあるとの指摘があった。これに対しては、付合議の時期を調整するなどして、審理の長期化を避けるようにしているとの工夫が紹介された。さらに、付合議により合議体の構成員の負担が増えることが指摘された。これに対しては、

右陪席裁判官については、①難しい単独事件を合議に付すことにより自信をもって進行できるようになるので負担が軽減する面もある、②主任事件以外の合議事件については、関与の方法を工夫しているといった意見が出された。また、作業量の多い事件を合議に付した場合、主任裁判官として作業を行うことが多い左陪席裁判官の負担とのバランスも考慮する必要があるとの意見もあった。

このほかに、代理人の側から、合議事件の進行を主任裁判官である左陪席裁判官に任せきりにしていると思われる事案で、裁判所と当事者との間の意思疎通が円滑にできなかったり、議論の整理が不十分であったりして、迅速な審理につながらない例があるとの指摘もあった。この点に関しては、裁判長が合議事件に注力できるようにするため裁判長への事件の配てんを減らすなどの取組や、期日前合議(各期日に向けて当該期日の前に行われる評議)の方法、各構成員の合議への関わり方等の合議の在り方について意見交換し、改善を図るなどの工夫が紹介された。

以上に加え、合議の充実・活用を図る上では、当事者にも、準備書面の早期提出などの協力が求められるとの指摘があった。特に、合議事件では期日前合議において合議体の構成員が準備書面を検討した上で議論をする必要があるため、書面の提出期限の遵守が重要であるとの意見が多く出された。この点について、代理人の側からは、期日前合議の実情を代理人に周知することで書面の提出に関する代理人の意識も変わるのではないかとの指摘があった。

# (2) 検証検討会での議論

検証検討会では、長期化が見込まれる事件を適切に合議に付すことで、争点整理等が円滑に進むとともに、マンパワーの活用が可能となることから、迅速化のためには、複雑な事件や 長期化が見込まれる事件については、可能な限り早期に合議に付すことが有効であることが確認された。

他方,既に部に多数の合議事件が係属していたり,単独事件を合議に付すことで合議の準備等の負担が増加するのではないかとの懸念があったりすると,右陪席裁判官から付合議の申出をしにくくなるとの指摘があった。そのような事態を回避するためには,あらかじめ付合議基準を決めておくことが重要であるとの意見のほか,随時合議に付すべき事件を部内で議論することも考えられるといった意見が出された。また,仮に最終的に合議に付さないことになったとしても,合議に付すべきかを部内で検討する過程で,事件の争点が整理されたり審理のノウハウが共有されたりして迅速な解決につながる効果があることから,今後も必要な事件は合議に付すという意識を持つことが重要であるとの指摘もあった。

#### (3) 今後に向けての検討

審理が難航している単独事件については、合議に付すことにより審理の迅速化を図ること

ができると考えられるが、長期化が見込まれる事件を早期に合議に付すためには、部の実情に 応じて、付合議基準や棚卸し等の方法を工夫することが必要であると考えられる。また、合議 に付した後、充実した迅速な審理を行うためには、合議体において適切に合議を行うことが重 要であるが、これを実現するためには、部に係属する他の合議事件の状況や合議体の構成員の 繁忙状況等を踏まえ、付合議の時期や構成員間の役割分担などを工夫する必要がある。今後は、 これらの具体的な方策について、裁判所内で部を超えた情報交換を進めるとともに、各部・各 庁の実情を踏まえた効果的な在り方を検討することが課題となろう。

また、期日前合議を実質的なものとするためには、当事者においても準備書面や証拠を早期に提出し、合議体の構成員による検討の期間を確保することが必須となる。そのためには、裁判所と代理人との間で、その必要性について共通認識を得ていくことが重要であると考えられる。

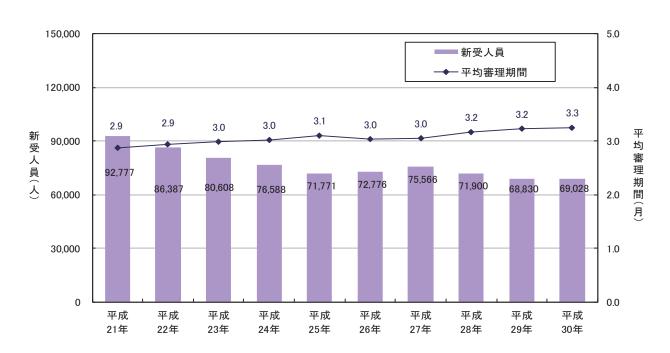
# 3 地方裁判所における刑事通常第一審事件の概況及び実情

# 3. 1 刑事通常第一審事件の概況

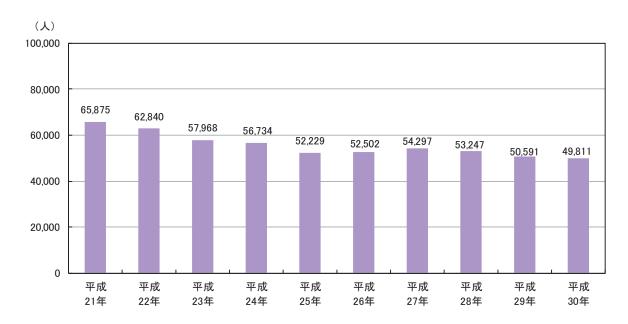
# 3. 1. 1 刑事通常第一審事件全体の概況

刑事通常第一審事件全体について見ると、事件数(新受人員、終局人員)は平成25年までの減少傾向に歯止めが掛かり、若干の増減はあるもののおおむね横ばいの状況にある。平均審理期間は3月前後で推移し、審理期間の分布についても前回と同様である。(【図1】【図2】【図3】)

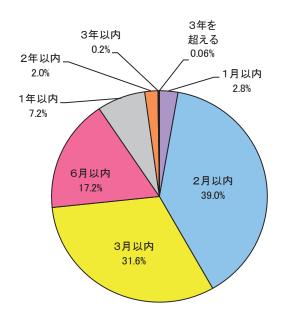
## 【図1】 新受人員(延べ人員)及び平均審理期間の推移



# 【図2】 刑事通常第一審事件の終局人員(実人員)の推移

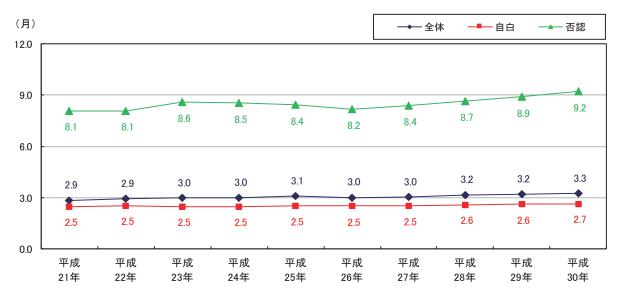


# 【図3】 審理期間の分布



自白・否認別で見ると、自白事件の平均審理期間はおおむね横ばいであるが、否認事件については、平成27年から若干長期化傾向にある(【図4】)。

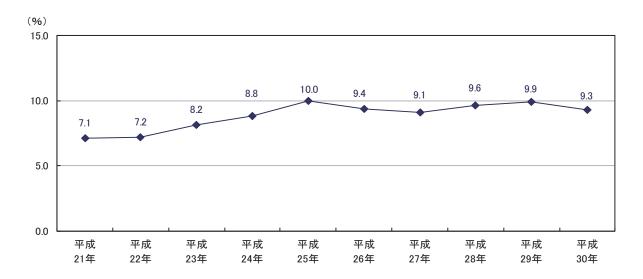
# 【図4】 平均審理期間の推移(全体, 自白, 否認)



※ 全体とは、2つ以上の項目がある場合において、図表に掲載されている項目のほか、図表に掲載されていない項目をも含んだものをいい、例えば、本図のとおり、自白・否認別においては、自白及び否認以外に、被告事件についての陳述に入らずに終局した事件をも含む。

刑事訴訟事件では、連日的開廷を原則とする裁判員裁判の導入に伴い、裁判員裁判対象事件以外の事件の審理に停滞が生じないかとの懸念もあり得るところであるが、制度開始から10年近くが経過しても、そうした停滞が生じていることはうかがわれない。その余の主な統計データ(否認率、事案複雑等を事由とする長期係属実人員数、平均開廷回数、平均開廷間隔、平均証人尋問公判回数、平均被告人質問公判回数等)については、前回から大きな変化は見られない。(【図5】【表6】【図7】【表8】【表9】【表10】)

# 【図5】 否認率の推移

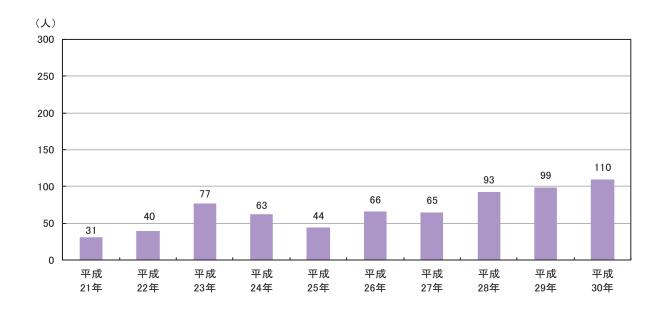


# 【表6】 刑事通常第一審事件の概況データ

		通常第一審全体	うち裁判員裁判対象事件 ※9, 10
終局人員(実人員)		49,811	1,038
平均審理期間(月)	<b>%</b> 1	3.3	10.1
	受理から第1回 ※2	1.8	
	第1回から終局 ※3	1.5	
審理期間が2年超の	事件の割合(%)	0.2	1.8
平均開廷回数 ※4		2.7	4.8
平均開廷間隔(月)(多	受理から終局まで)	1.2	
<b>※</b> 5	(第1回から終局まで)	0.6	
平均取調べ証人数		0.7	3.1
平均証人尋問公判回	数 ※6	1.2	2.2
平均被告人質問公判	回数 ※7	1.1	1.7
否認率(%)		9.3	51.2
弁護人選任率(%)		99.6	100.0
国選弁護人選任率(9	%)	84.5	85.9
私選弁護人選任率(9	%)	19.1	19.7
外国人(要通訳)率(9	%)	7.4	13.0
鑑定実施率(%)		0.4	7.9
検証実施率(%)		0.03	_

- ※1 平均審理期間は、審理期間区分ごとに設定された代表値(基本的には、各区分の中間値が代表値とされている。)に、各区分ごとの 事件数を乗じたものの総合計を事件総数で除する形で算出されている。期間の区分は、1月以内・2月以内・3月以内・6月以内・1 年以内・2年以内・3年以内・3年を超えるものの8区分である。
- ※2 受理から第1回公判期日までの平均期間は、受理から終局までの平均審理期間から、第1回公判期日から終局までの平均期間(算出方法については※3を参照)を控除して算出している。
- ※3 第1回公判期日から終局までの平均期間は、※1と同様の方法により算出している。したがって、同期間は、最短であっても0.5月となる。
- ※4 開廷回数とは、これまでの報告書と同様、実質審理(冒頭手続、証拠調べ手続、弁論手続又は判決宣告手続)を行った公判期日の 開廷回数のほか、証拠調べを実施した公判準備期日の回数を含むものであり、平均開廷回数とは、公判を開いた被告人1人当たり のものをいい、移送など公判が開かれずに終局した事件については、平均開廷回数を算出する対象事件から除外した。
- ※5 平均開廷間隔とは、受理から終局までの平均審理期間を平均開廷回数で除したものをいう。
- ※6 平均証人尋問公判回数は、証人尋問が実施されずに終局した事件は除外して算出した。
- ※7 平均被告人質問公判回数は、被告人質問が実施されずに終局した事件は除外して算出した。
- ※8 国選弁護人と私選弁護人が同時に選任された事件や国選弁護人が解任された後に私選弁護人が付いた事件(その逆の場合も含む。)は、「国選弁護人選任率」及び「私選弁護人選任率」の双方に計上されているため、両者の合計は「弁護人選任率」を上回っている。
- ※9 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
- ※10 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

# 【図7】 事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移



【表8】平均開廷間隔 (全体,自白,否認)

	全体	自白	否認
平均開廷間隔(月)	1.2	1.2	1.5

【表9】平均証人尋問公判回数 (全体,自白,否認)

	全体	自白	否認
平均証人尋問 公判回数	1.2		2.2

【表10】 平均被告人質問公判回数 (全体,自白,否認)

	全体	自白	否認
平均被告人質問 公判回数	1.1	1.1	1.6

# 3. 1. 2 裁判員裁判対象事件の概況

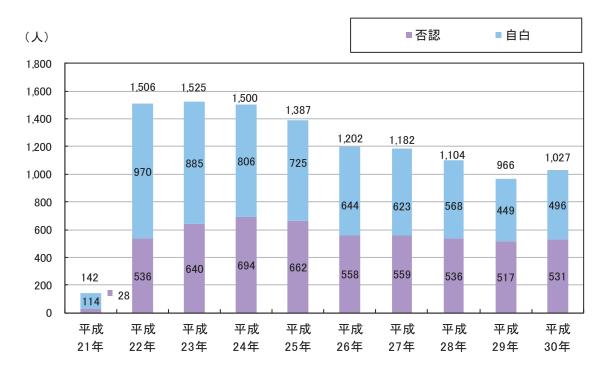
裁判員裁判対象事件の新受人員は、平成28年までの減少傾向に歯止めが掛かり、おおむね横ばいの状況にある。判決人員についても前回から大きな変化は見られない。(【表11】【図12】)

# 【表11】 罪名別新受人員の推移

	累計	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年
総数	13,715	1,196	1,797	1,785	1,457	1,465	1,393	1,333	1,077	1,122	1,090
強盗致傷	3,214	295	468	411	329	342	321	290	224	253	281
殺人	2,995	270	350	371	313	303	302	303	255	278	250
現住建造物等放火	1,355	98	179	167	128	141	136	162	124	105	115
傷害致死	1,181	70	141	169	146	136	131	107	103	96	82
覚せい剤取締法違反	1,078	90	153	173	105	105	129	58	67	102	96
(準)強制わいせつ致死傷	1,061	58	105	105	109	133	131	111	115	90	104
(準)強制性交等致死傷	963	88	111	137	124	121	91	104	75	65	47
強盗·強制性交等	494	61	99	83	59	57	36	34	20	21	24
強盗致死(強盗殺人)	331	51	43	37	37	37	27	35	22	19	23
偽造通貨行使	232	34	60	30	34	12	4	20	7	13	18
危険運転致死	202	13	17	20	27	21	23	28	28	18	7
通貨偽造	122	14	18	20	19	17	4	8	6	11	5
銃砲刀剣類所持等取締法違反	102	13	5	3	4	10	10	15	10	16	16
集団(準)強姦致死傷	79	13	2	17	6	9	17	8	1	4	2
保護責任者遺棄致死	76	7	9	12	4	5	7	5	6	10	11
逮捕監禁致死	63	4	18	21	1	4	3	2	1	5	4
組織的犯罪処罰法違反	54	6	5	-	-	3	14	18	1	7	-
麻薬特例法違反	30	1	5	3	2	1	1	11	3	2	1
爆発物取締罰則違反	17	6	_	-	5	2	-	2	1	1	-
身の代金拐取	10	-	3	-	1	1	1	-	3	1	_
麻薬及び向精神薬取締法違反	9	1	3	1	2	2	-	-	-	-	_
拐取者身の代金取得等	5	-	_	-	-	-	-	2	1	-	2
その他	42	3	3	5	2	3	5	10	4	5	2

- ※1 延べ人員である。
  - 2 受理後の罰条の変更等により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。
  - 3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。
  - 4 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
  - 5「(準)強制わいせつ致死傷」は、監護者わいせつ致死傷を含む。
  - 6 「(準)強制性交等致死傷」は、監護者性交等致死傷及び平成29年法律第72号による改正前の(準)強姦致死傷を含む。
  - 7 「強盗・強制性交等」は、平成29年法律第72号による改正前の強盗強姦を含む。
  - 8 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車の運転により人を死傷させる行為 等の処罰に関する法律2条に規定する罪である。
  - 9 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。
  - 10 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。
  - 11 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

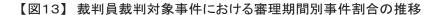
# 【図12】 裁判員裁判対象事件における判決人員の推移(自白・否認)

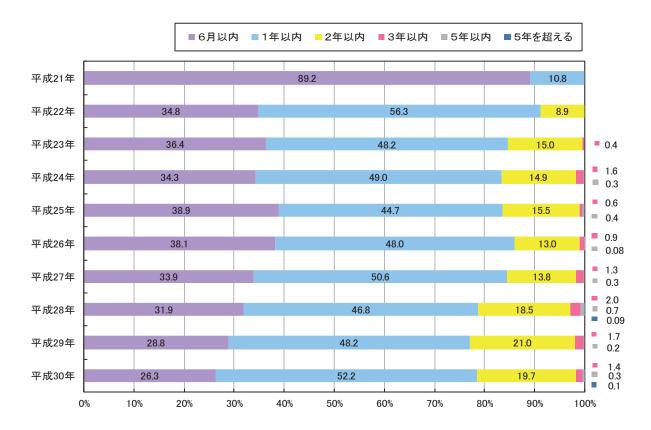


#### ※1 判決人員は実人員である。

- 2 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
- 3 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

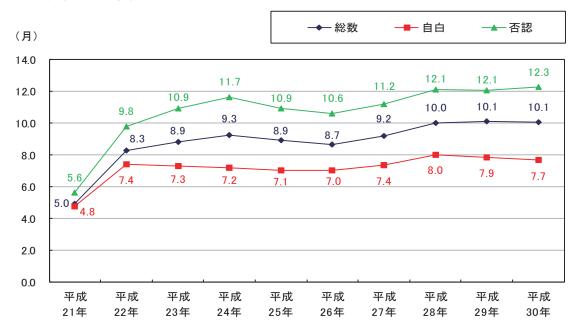
平均審理期間,審理期間の大半を占める公判前整理手続期間については、いずれも平成28年までの長期化傾向に歯止めが掛かり、特に自白事件の公判前整理手続期間については、改善の兆しが見られる(【図13】【図14】【図15】)。



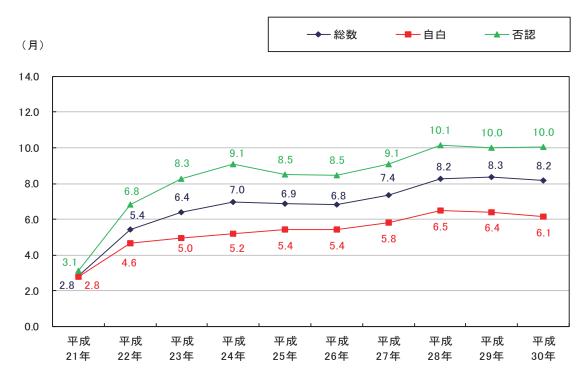


- ※1 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
  - 2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

【図14】 裁判員裁判対象事件における判決人員の平均審理期間の推移 (総数・自白・否認)



【図15】 裁判員裁判対象事件における判決人員の公判前整理手続期間の 平均の推移(総数・自白・否認)



※「公判前整理手続期間の平均(月)」は、裁判員裁判対象事件以外の事件で公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等を除外して算出した。

# 3. 2 刑事通常第一審事件に係る実情調査の概要と検証

# 1 実情調査の位置付け(目的)

刑事裁判については、第7回報告書で指摘したとおり、裁判員裁判対象事件における公判前整理手続が長期化しており、充実した公判前整理手続を迅速に行うことが重要な課題となっている。もっとも、長期化の要因については、統計数値の分析だけでは把握し難く、実情を踏まえた検討が必要となることから、平成30年3月及び10月に、大規模庁及び中規模庁の地方裁判所本庁各1庁の計2庁の裁判所並びに上記本庁2庁に対応する検察庁及び単位弁護士会に対して実情調査を実施した。調査事項としては、今回が初めての実情調査であることから、まずは公判前整理手続が長期化している要因について幅広く実情を聴取することに主眼を置くとともに、公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策等についても聴取することとした。

実情調査の結果及びそれを踏まえた検証検討会での議論等の要点は、次のとおりである。

# 2 実情調査の結果

#### (1)事件内容について

## ア 科学的・専門的知見が問題となる事件の増加

精神科医、法医学者、科学捜査の専門家等の意見といった科学的・専門的知見が問題となる事件が増加しているという現状認識が示され、このような現状認識については、大規模庁、中規模庁を問わず、法曹三者の間で一致していた。その背景については、様々な分野で科学技術が発達し、それが捜査で用いられるようになってきたとの指摘、責任能力との関係では、非典型的な精神障害を理由に責任能力が争われる事件や、責任能力自体は争わないが情状として精神障害の影響を主張する事件が増えてきたとの指摘などがあった。

そして、科学的・専門的知見が問題となる事件では、①弁護人において、協力してもらえる専門家を探し出し、検討を依頼することが多く、これに時間を要している、②検察官においても、公判に提出する証拠を裁判員等に分かりやすいものとする必要があるため、その準備に労力を要している、③専門家に法廷で証言してもらうこととなった場合には、カンファレンス(専門家による鑑定結果の報告等について、裁判員に分かりやすく行うために、法曹三者と専門家との間で行う事前の打合せ)にも時間を要する、④起訴の段階で専門家の意見書の作成が未了で、弁護人の検討が意見書待ちになってしまうこともある、などの意見が出された。

# イ 電子メールや防犯カメラ映像等の客観的証拠の増加

電子メールやSNS、携帯電話の通話・通信履歴、防犯カメラ映像、取調べの録音録画記

録媒体等の客観的証拠が増加しているという点についても、大規模庁、中規模庁を問わず、法 曹三者で現状認識が一致していた。

そして、電子メールや防犯カメラ映像等の客観的証拠については、①証拠の量が膨大となりやすい上、電磁的な証拠については、証拠開示に際して、閲覧や謄写の方法に関する技術的な問題も生じ得るため、検察官による証拠開示や開示を受けた弁護人側における検討に多くの手間と時間を要している、②検察官において公判に提出する証拠を作成するに当たり、裁判員等への分かりやすさの観点から専門家による画像の鮮明化や編集作業等が必要となり、これに時間を要する、③客観的証拠が収集されていることによって争点が絞られる場合もあるが、そのような場合であっても、当事者の準備や検討に相当の時間や労力を要するため、全体として見れば、やはり公判前整理手続期間が長期化する要因となっているなどの意見が出された。

# ウ 捜査段階で黙秘する事件や否認事件の増加

大規模庁では、法曹三者から、捜査段階で黙秘する事件や否認事件が増加しているという 現状認識が示され、このような現状認識については、中規模庁においても法曹三者で概ね共通 していた。その背景については、弁護士の間で捜査段階では黙秘することを基本とする研修等 が行われるようになったことが影響しているとの指摘があった。

そして、否認事件の増加が公判前整理手続の長期化に影響していることについては、法曹三者で認識が一致していた。また、捜査段階で黙秘する事件が増加していることについては、捜査段階で黙秘する事件では、①弁護人側が証拠開示の請求を徹底して行い、開示された証拠を吟味してから主張を組み立てるので、弁護人側の主張が明示されるまでに時間を要している、②公判前整理手続で初めて弁護人側の主張が明らかにされるので、検察官の補充捜査が必要となることもあり、その場合には更に時間を要しているなどの意見が法曹三者から多く出されたが、弁護人の側からは、①捜査段階で黙秘していてもその間に必要な弁護活動は行っており、起訴後においても、自白事件であれば早期に争わないという方針を示すこともあるなど、捜査段階で黙秘していたか否かで弁護活動に違いはないから、公判前整理手続の長期化に影響しない、②黙秘をすることによって捜査段階での供述の任意性や信用性といった論点がなくなるという面もあるので、必ずしも公判前整理手続が長期化するわけではないなどの指摘もあった。

# (2) 当事者の訴訟活動及び裁判所の訴訟指揮について

#### ア 当事者の訴訟活動

証拠開示等については、主に弁護人の側から、検察官による開示は基本的に円滑に行われているとの意見がある一方で、公判に提出する証拠の圧縮・統合作業に時間がかかるなどして公判前整理手続の進行が遅れることもあるとの意見もあった。また、裁判所や検察官の側から、全ての証拠を確認してからでないと弁護人側の主張を明示できないとして、証拠開示請求が広

範にかつ五月雨式に行われるため、証拠開示に時間がかかっているとの意見があったほか、裁判所の側からは、証拠開示について当事者間でやれることは主体的にやるべきだが、検察官と弁護人との間でそのような主体的な意思疎通が図られていないのではないかとの意見もあった。また、主張の整理等については、弁護人の側から、検察官は立証構造を意識せずに漫然と事実を主張し、検察官が考える主張・立証の構造が分からないことがあるとの意見や、裁判所の側から、弁護人から段階的に暫定的な主張が示されれば、検察官においても証拠構造型の主張を出すなどして検討を進めていくことが可能となるが、弁護人が全ての証拠を確認してからでないと主張を明らかにできないなどとして頑なな対応をとると、争点等の整理を終えるのに時間がかかってしまうとの意見があったほか、主に検察官の側から、弁護人がようやく主張を明示してもその内容が非常に簡略なものに留まることがあり、検察官としては争点が分からないので弁護人に釈明を求めるが、回答してもらえない場合も多いため、求釈明を繰り返してしまうことで、長時間を要するケースもあるなどの意見もあった。

以上のとおり、当事者の訴訟活動については、事件内容と異なり、大規模庁及び中規模庁 のいずれにおいても、法曹三者から認識を異にする様々な意見が出された。

## イ 裁判所の訴訟指揮

裁判所の訴訟指揮については、弁護人の側から、審理計画が狂わないように詳しく事情を把握しようとして、過度に詳細な争点整理を行っており、公判の先取りのような形になっているのではないかとの意見や、裁判所の側から、間接事実型の事案において、検察官が主張する事実について一つ一つ事細かにその意味や必要性等について説明させたり、自白事件においても、口頭でのやりとりで足りるにもかかわらず、当事者双方に対し、それぞれが重要と考える情状事実を書面で提出させたりするなどして徒に時間を要しているとの自省的な意見が出された一方で、検察官の側から、①以前は積極的に争点整理に臨んでいたが、最近は、当事者主義に配慮しすぎており、弁護人から十分な主張がされていないのに、裁判所が積極的に争点整理に関与することなく、十分な争点整理をしないまま公判期日を迎えるケースもあるので、以前のように積極的に争点整理や求釈明を行うべきではないか、②当事者の主張がかみ合っているかを確認するなどせずに主張のやりとりを当事者任せにすることによって、長期間にわたって無駄な主張の応酬を招いてしまうことがある、③当事者の一方から相手方に対して求釈明が行われた場合に、釈明事項を整理することなく漫然と相手方に釈明を求め、争点整理が進まないことがあるとの意見も出された。

以上のとおり、裁判所の訴訟指揮についても、法曹三者から認識を異にする様々な意見が 出された。

#### (3) 公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策等について

# ア 現状に対する評価

公判前整理手続が長期化している現状に対する評価については,裁判の準備に1年も2年もかかるというのは一般国民には理解してもらえない,被告人の身体拘束の長期化や証人の記憶の減退の問題があることから,できる限り早期に公判に入るべきであるなどとして,現状では長すぎるとの意見が法曹三者から出された一方で,弁護人の側からは,被告人の防御をないがしろにして拙速な争点整理をするべきではなく,長期化していることが一概に悪いとはいえないとの指摘もあった。また,裁判所の側からは,当事者の訴訟活動を見ると,被告人の身体拘束の長期化や証人の記憶の減退の点について問題意識を持っているのか疑問に感じる場面もあり,公判前整理手続が長期化することの弊害について認識が十分に共有されていないのではないかといった意見もあった。

# イ 公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策

公判前整理手続の充実・迅速化に向けて採られている方策としては、個々の裁判員裁判が終了する都度、当該裁判を担当した法曹三者が集まって振返りの機会を設けたり、法曹三者の間で公判前整理手続の在り方等に関する研究会や協議会を設けて議論したりするなどの取組が紹介された。もっとも、これに対しては、議論した成果が法曹三者で十分に共有・継承できておらず、必ずしも実務の運用改善に結びついていないとの指摘や、裁判員制度施行当初は熱心に議論しその成果を運用改善に活かすことができていたが、最近は開催頻度や参加者が減り有効に機能していないとの指摘もあった。

また、充実・迅速化のための方策として従前から行われている起訴後早期の打合せについては、主に裁判所の側から、当事者双方にメリットがある形で争点整理手続を促進できる有効なツールであるとの意見が出された一方で、検察官の側から、証拠を見ない限り何も言えないという弁護人が多いので、顔合わせする程度の意味しかなくなっているとの指摘や、弁護人の側から、特に事実を「認める」ことについては暫定的な見通しであっても示すことは難しいとの指摘があった。公判期日の仮予約についても、争点整理を終えてから公判期日の調整を行っていては公判期日がかなり先にしか入らないため、迅速な裁判を実現するために必要な工夫であるとして概ね肯定的な意見が出されたが、弁護人の側からは、仮予約した公判の日程が既成事実となって、拙速な争点整理につながるリスクがあるとの意見もあった。

#### 3 検証検討会での議論

検証検討会では、科学的・専門的知見が問題となる事件の増加、電子メールや防犯カメラ映像等の客観的証拠の増加、捜査段階で黙秘する事件や否認事件の増加といった事件内容の変化は、科学技術の進展等を背景とするものであり、これを所与のものとして対応を考えなければならな

いという意味において外在的な要因といえ、法曹三者の取組を通じて改善を図ることは容易ではないが、公判前整理手続の基本的な在り方について法曹三者で認識共有が十分に図られていないことについては、法曹三者で今後取り組むことにより改善を図っていくべき課題であるとの意見が出された。また、一部の事件の影響ではなく、全般的に公判前整理手続が長期化しており、改めて迅速化のメリットを法曹三者が認識した上で、迅速化に向けて意識的に取り組まなければ長期化を解消することはできないと思われるとの意見や、公判前整理手続が長期化することは望ましくないという認識は法曹三者で共通していると思われることから、法曹三者において、その認識をベースとして議論し、公判前整理手続はどう在るべきかについての認識を共有していくことで現状が改善されていくのではないかとの意見も出された。

# 4 今後に向けての検討

実情調査の結果等によれば、公判前整理手続の長期化については、事件内容の変化(科学的・専門的知見が問題となる事件の増加、電子メールや防犯カメラ映像等の客観的証拠の増加、捜査 段階で黙秘する事件や否認事件の増加)、当事者の訴訟活動、裁判所の訴訟指揮など様々な要因 が複合的に影響を及ぼしていると考えられる。

もっとも、検証検討会でも指摘されているとおり、事件内容の変化は、公判前整理手続の長期 化の大きな要因の一つであることがうかがわれるものの、科学技術の進展や社会情勢の変化等を 背景とするいわば外在的要因であり、訴訟関係者の取組を通じてこれらの要因による公判前整理 手続の長期化を改善することは容易ではないと思われる。したがって、公判前整理手続の充実・ 迅速化に向けて取り組むべき主な対象は当事者の訴訟活動及び裁判所の訴訟指揮ということとな ろう。

そこで、当事者の訴訟活動及び裁判所の訴訟指揮について更に考察すると、上記2(2)のとおり、これらについては法曹三者から認識を異にする様々な意見が出されたところであり、このような状況に鑑みれば、第7回報告書で指摘したとおり、公判前整理手続では何をどの程度詳細に整理すべきか、手続の主催者である裁判所と訴訟追行の主体である当事者との役割分担はどうあるべきかといった公判前整理手続の基本的な在り方について、法曹三者で認識共有が十分に図られていないことが改めてうかがわれたところであり、これが長期化の大きな要因になっていると考えられる。すなわち、この点について認識共有が十分に図られていないことによって、法曹三者それぞれにおいて、上記2(2)で指摘したように、公判前整理手続の基本的な在り方が共有されていれば不必要と考えられるようなやりとりを徒に重ねたり、あるいは、当然行われるべき対応等が行われなかったりすることにつながり、公判前整理手続を適切かつ合理的な期間内に終えることができないという事態を招いていると考えられる。

法曹三者においては、現状に満足することなく、公判前整理手続が長期化することの弊害や、 充実・迅速化に向けた改善の必要性を改めて認識し、公判前整理手続の基本的な在り方について より議論を深め、認識の共有を図っていくことが求められよう。また、起訴後早期の打合せや公 判期日の仮予約といった従前から行われている取組についても、これらの点について認識共有が 進めばより有効に機能していくものと思われる。

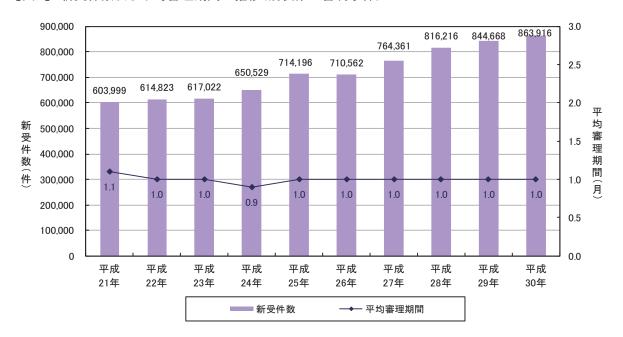
# 4 家庭裁判所における家事事件の概況及び実情並びに 人事訴訟事件の概況等

# 4. 1 家事事件の概況

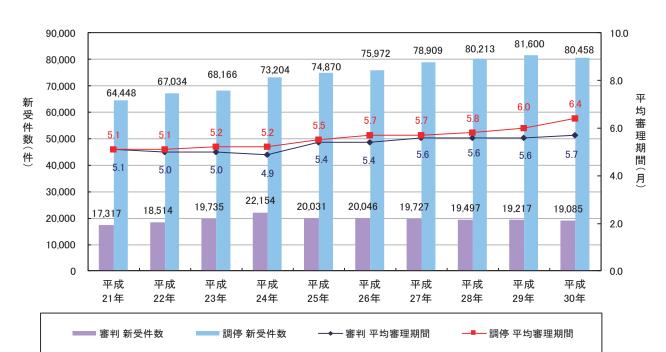
# 4. 1. 1 家事事件全体

家事事件<sup>15</sup>のうち別表第一審判事件の新受件数は、前回とほぼ同様に、主として後見等監督処分事件と後見人等に対する報酬付与事件の増加の影響で増加傾向にある(【図1】)。一方、別表第二事件の新受件数は、調停事件を中心におおむね緩やかな増加傾向にあり、平均審理期間は高止まり状態又は緩やかに長期化している(【図2】)。

#### 【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(別表第一審判事件)

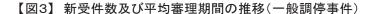


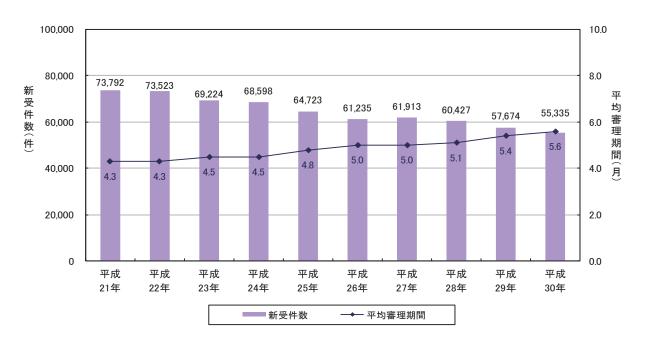
<sup>15 「</sup>家事事件」とは、家事事件手続法(以下「家事法」という。)別表第一に掲げる事項についての審判事件(以下「別表第一審判事件」という。),別表第二に掲げる事項についての審判事件(以下「別表第二審判事件」という。),別表第二に掲げる事項についての調停事件(以下「別表第二調停事件」という。)及び別表第二に掲げる事項以外の事項についての調停事件(以下「一般調停事件」という。)である。別表第二審判事件と別表第二調停事件を併せて「別表第二事件」という。なお、本報告書で取り上げる事件には、家事審判法が適用された事件も含まれているが、便宜上、そうした事件も含めて、「別表第一審判事件」、「別表第二審判事件」又は「別表第二調停事件」という呼称を用いることとする。また、以下、本章において単に「調停」という場合には、家事調停を指すものとする。



#### 【図2】 新受件数及び平均審理期間の推移(別表第二事件)

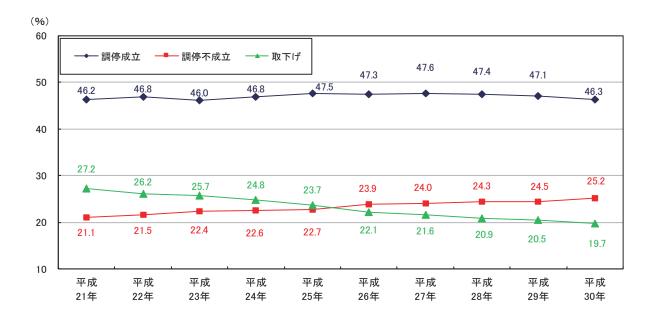
一般調停事件については、新受件数が減少傾向にある一方、平均審理期間については緩やかな 長期化傾向にある(【図3】)。



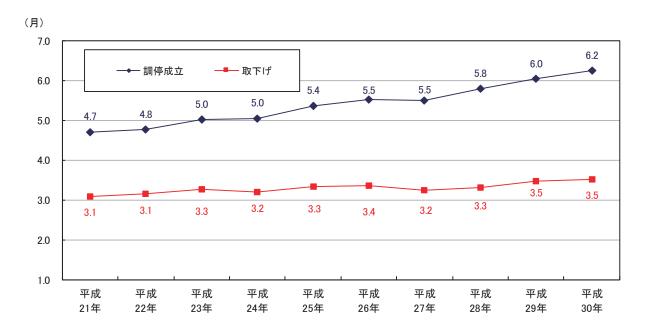


この傾向については、前回と同様、取下げで終局した事件の割合が減少する(【図4】)一方、これよりも相対的に平均審理期間が長期化する傾向にある調停成立で終局した事件(【図5】)の割合が高い水準にあることが影響しているのではないかと考えられるほか、婚姻費用分担事件の増加傾向(多くの婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整調停事件と並行して審理され、同事件において、離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅れるなどの影響が生じ得る。)が影響しているのではないかと考えられる。

#### 【図4】一般調停事件の終局区分別割合の推移



### 【図5】 夫婦関係調整調停事件における終局区分別の平均審理期間の推移



その余の主な統計データ(審理期間別の既済件数及び事件割合、終局区分別の既済件数及び事件割合)については、前回から大きな変化は見られないものの(【表6】【表7】)、別表第二調停事件についての「それ以外の事由」で終局した事件の割合が、前回(9.7%)より 2.5%増加して 12.2%となっている。これは、前回指摘されているとおり、主として、調停に代わる審判で終局した事件の影響によるものと思われる。

# 【表6】 家事事件の審理期間別の既済件数及び事件割合

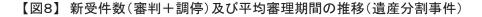
事件の種類	別表第一 審判事件	別表第二 審判事件	別表第二 調停事件	一般調停事件
6月以内	853,419	13,133	50,219	38,534
0月以内	99.2%	70.5%	63.9%	69.5%
6月超	6,299	3,776	19,871	13,146
1年以内	0.7%	20.3%	25.3%	23.7%
1年超	786	1,428	7,492	3,554
2年以内	0.09%	7.7%	9.5%	6.4%
2年を超える	83	296	1,068	198
2年を超んる	0.01%	1.6%	1.4%	0.4%

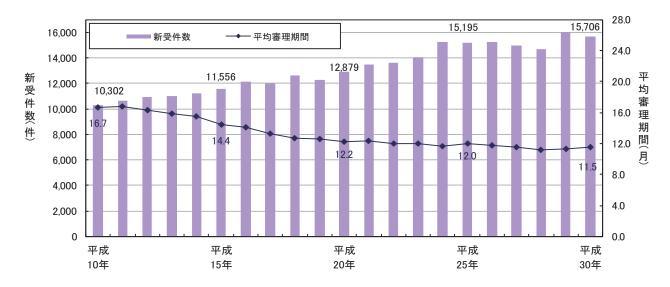
# 【表7】 家事事件の終局区分別の既済件数及び事件割合

	別表第一 審判事件	別表第二 審判事件		別表第二 調停事件	一般調停事件
総数	860,587	18,633	総数	78,650	55,432
松奴	100.0%	100.0%	<b>市心 安义</b>	100.0%	100.0%
認容	840,584	9,131	成立	44,053	25,648
心台	97.7%	49.0%		56.0%	46.3%
却下	2,503	2,229	不成立	9,210	13,951
ا را	0.3%	12.0%		11.7%	25.2%
取下げ	12,985	2,995	取下げ	15,826	10,917
AX PT)	1.5%	16.1%	以下げ	20.1%	19.7%
それ以外	4,515	4,278	それ以外	9,561	4,916
てイレジグト	0.5%	23.0%	てれい以が	12.2%	8.9%

# 4. 1. 2 遺産分割事件

高齢化の影響等により新受件数(審判+調停)が長期的に見れば増加傾向にある。平均審理期間は、ここ数年間は12月を下回る水準で推移しており、長期的に見れば短縮傾向にある。(【図8】)



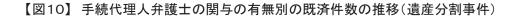


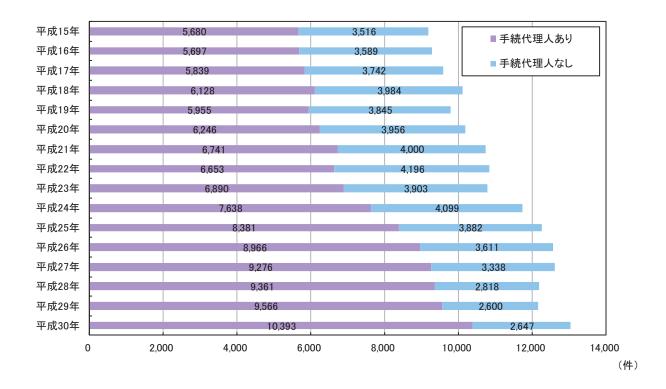
調停に代わる審判で終局した事件の割合は,前回(15.5%)より増加して21.5%となっており,前回と比べても,他の事件類型と比べても,調停に代わる審判が更に積極的に活用されている(【表9】)。

【表9】 終局区分別の既済件数及び事件割合 (遺産分割事件)

調停成立	6,683
四月子)及立	51.3%
調停をしない	97
神子をしない	0.7%
調停に代わる審判	2,806
調1字に1012の毎十	21.5%
取下げ	2,501
IX ΓΙΤ	19.2%
当然終了	33
<b>当</b> 然終 J	0.3%
認容	895
<b></b>	6.9%
却下	14
対ト	0.1%
分割禁止	11
万刮崇止	0.08%

手続代理人弁護士の関与がある事件数は、ここ数年増加傾向にある(【図 10】)。





その余の主な統計データ(審理期間別の既済件数及び事件割合,平均期日回数及び平均期日間隔,平均当事者数)については,前回から大きな変化は見られない(【表 11】【表 12】【図 13】)。

【表11】 審理期間別の既済件数及び事件割合 (遺産分割事件及び民事第一審訴訟事件)

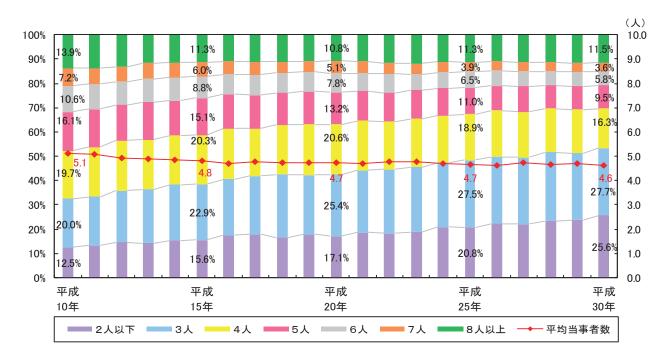
事件の種類	遺産分割 事件	民事第一審 訴訟 (全体)	民事第一審 訴訟 (過払金 等以外)
既済件数	13,040	138,682	98,901
平均審理期間(月)	11.5	9.0	9.1
6月以内	4,709	76,656	54,060
0月以内	36.1%	55.3%	54.7%
6月超1年以内	4,403	27,607	19,427
0月起1年以内	33.8%	19.9%	19.6%
1年超2年以内	2,920	25,013	18,387
1 平坦2 平以内	22.4%	18.0%	18.6%
2年超3年以内	655	6,822	5,058
2十四3千以内	5.0%	4.9%	5.1%
3年を超える	353	2,584	1,969
0十で担える	2.7%	1.9%	2.0%

【表12】 平均期日回数及び平均期日間隔 (遺産分割事件)

	事件の種類	遺産分割事件
	平均期日回数	5.4
	平均調停期日回数	5.0
	平均審判期日回数	0.5
平均期日間隔(月)		2.1

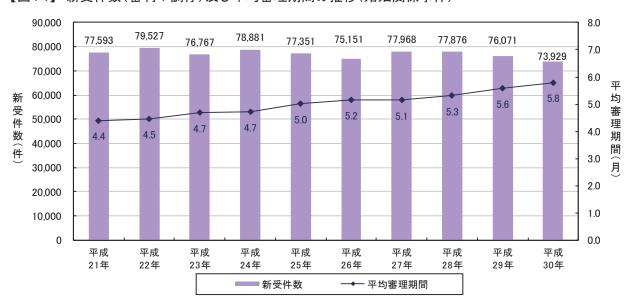
※ 端数処理の関係で、平均調停期日回数と平均審判期日 回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致 しない。

# 【図13】 当事者数の推移(遺産分割事件)



# 4. 1. 3 婚姻関係事件16

新受件数(審判+調停)は若干減少したものの、依然として高水準にある。平均審理期間は、平成21年以降、長期化傾向にある(【図14】)。この傾向に関連する事情として、前掲4.1.1で指摘したのと同様に、取下げで終局した事件よりも相対的に平均審理期間が長い調停成立で終局した事件の割合が高いこと(【図 15】【図 16】)や、婚姻費用分担事件の増加傾向(多くの婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整調停事件と並行して審理され、同事件において、離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅れるなどの影響が生じ得る。)が挙げられるとともに、手続代理人弁護士関与率の増加(【図 17】)が事件の困難化傾向を示唆していると考えられることは、前回と同様である。

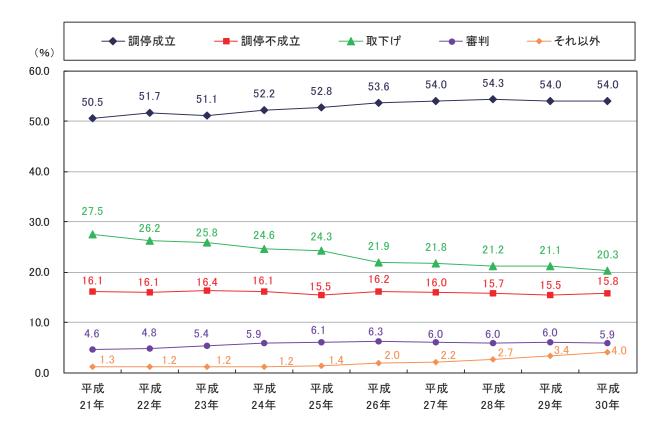


【図14】 新受件数(審判+調停)及び平均審理期間の推移(婚姻関係事件)

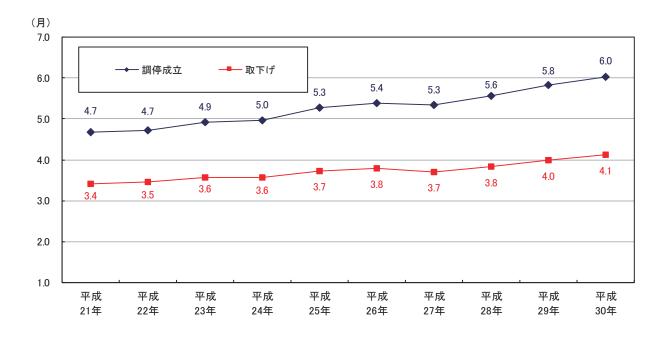
<sup>※</sup> 本図における平均審理期間は、審判、調停の両手続を経た事件(例えば、調停が不成立になり審判移行した事件、あるいは審判申立て後に調停に付された事件)についても、これらを通じて1件と扱って計上した数値である(本項における既済事件のデータは全て同様である。)。これに対し、本図における新受件数は、調停としての係属と審判としての係属を別個に見た数値であり、例えば調停事件が不成立となって審判移行した場合には、審判事件の新受事件が1件増える扱いとなる前提がとられている。

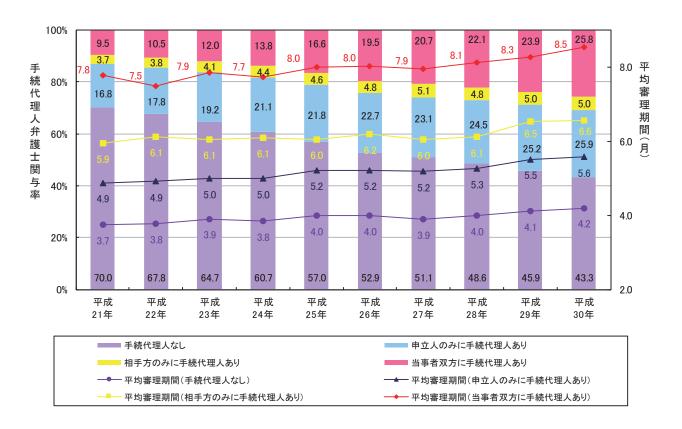
<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> 婚姻関係事件には,一般調停事件に分類される夫婦関係調整調停事件,別表第二事件に分類される婚姻費用分担事件,離婚後の財産分与事件,請求すべき按分割合に関する処分(離婚後の年金分割)事件等が含まれる。

# 【図15】 終局区分別の事件割合の推移(婚姻関係事件)



【図16】 終局区分別の平均審理期間の推移(婚姻関係事件)





【図17】 手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移(婚姻関係事件)

平均審理期間の長期化に伴い、6月以内に終局した事件の割合は、前回(71.3%)から減少して67.1%となった(【表 18】)。

【表18】 審理期間別の既済件数及び事件割合 (婚姻関係事件)

6月以内	45,693
ОЛИМ	67.1%
6月超1年以内	17,274
0月起1年以内	25.4%
1年超2年以内	4,836
1年起2年以内	7.1%
2年超3年以内	258
2年起3年以内	0.4%
3年を超える	33
3年を超える	0.05%

なお,調停に代わる審判で終局した事件の割合は,前回(1.8%)より増加して3.0%となった(【表19】)。また,調査命令のあった事件の割合は,前回(19.2%)より増加して22.1%となった(【表20】)。

【表19】 終局区分別の既済件数及び事件 割合(婚姻関係事件)

調停成立	36,778
調予以立	54.0%
調停不成立	10,757
<b>刷</b>	15.8%
調停をしない	532
助して ていない・	0.8%
調停に代わる審判	2,065
	3.0%
取下げ	13,797
AX I'I'	20.3%
当然終了	158
□松岭 1	0.2%
認容	3,772
<b>総</b> 谷	5.5%
却下	235
ا ل <u>ا</u>	0.3%

【表20】調査命令の有無別の既済件数及び事件割合 (婚姻関係事件)

調	調あれ	15,050
查	<b>ω</b> 59	22.1%
命 令	なし	53,044
		77.9%

平均期日回数及び平均期日間隔については、前回から大きな変化は見られない(【表 21】)。

【表21】 平均期日回数及び平均期日間隔 (婚姻関係事件)

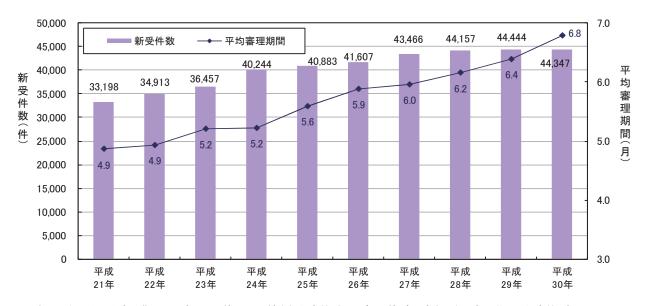
事件の種類		婚姻関係事件
	平均期日回数	3.4
	平均調停期日回数	3.3
	平均審判期日回数	0.09
平均期日間隔(月)		1.7

※ 端数処理の関係で、平均調停期日回数と平均審判期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

# 4. 1. 4 子の監護事件17

前回から引き続き,新受件数(審判+調停)はおおむね増加傾向にあり,平均審理期間も長期 化傾向にある(【図 22】)。

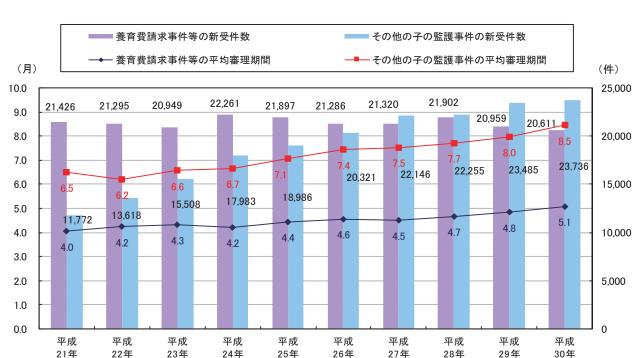
# 【図22】 新受件数(審判+調停)及び平均審理期間の推移(子の監護事件)



※ 本図における平均審理期間は、審判、調停の両手続を経た事件(例えば、調停が不成立になり審判移行した事件、あるいは審判申立て後に調停に付された事件)についても、これらを通じて1件と扱って計上した数値である(本項における既済事件のデータは全て同様である。)。これに対し、本図における新受件数は、調停としての係属と審判としての係属を別個に見た数値であり、例えば調停事件が不成立となって審判移行した場合には、審判事件の新受事件が1件増える扱いとなる前提がとられている。

<sup>&</sup>lt;sup>17</sup> 子の監護事件には,養育費請求事件等(養育費請求事件及び未成年者の扶養料請求事件)のほか,子の監護者の指定事件,子の引渡し事件,面会交流事件が含まれる。いずれも別表第二事件である。

長期化傾向の要因として、養育費請求事件等と比べて審理が長期化する傾向がある面会交流、 子の監護者の指定及び子の引渡しの各事件が最近一貫して増加していることが挙げられることは、 前回と同様である(【図 23】)。



【図23】 子の監護事件に係る類型別の新受件数(審判+調停)及び平均審理期間の推移

調停に代わる審判で終局した事件の割合は、前回 (3.1%) より若干増加して 4.4%となったほか(【表 24】)、調査命令のあった事件の割合は、前回 (42.6%) より増加して 45.6%となった(【表 25】)。

【表24】終局区分別の既済件数及び事件割合 (子の監護事件)

調停成立	19,204
<b>嗣宁汉立</b>	55.4%
調停をしない	477
神子をしない	1.4%
調停に代わる審判	1,511
	4.4%
TI	8,490
取下げ	24.5%
当然終了	133
<b>自然於</b> [	0.4%
	3,361
認容	9.7%
<u> </u>	1,467
却下	4.2%

【表25】調査命令の有無別の既済件数 及び事件割合(子の監護事件)

雷	4.0	15,784
□/FJ -±-	M あり 査	45.00/
1		45.6%
命		18,859
_	なし	10,000
T)		54.4%

その余の主な統計データ(審理期間別の既済件数及び事件割合、平均期日回数及び平均期日間 隔)については、前回から大きな変化は見られない(【表 26】【表 27】)。

(子の監護事件)

6月以内	20,757
	59.9%
0 T +7.4 F N +	9,562
6月超1年以内	27.6%
1年超2年以内	3,921
	11.3%
of the true	372
2年超3年以内	1.1%
	31
3年を超える	0.09%

【表26】 審理期間別の既済件数及び事件割合 【表27】 平均期日回数及び平均期日間隔 (子の監護事件)

事件の種類	子の監護事件
平均期日回数	3.7
平均調停期日回数	3.2
平均審判期日回数	0.5
平均期日間隔(月)	1.8

# 4. 2 家事事件に係る実情調査の概要と検証

## 1 実情調査の位置付け(目的)

家事調停事件については、各庁において評議を通じた裁判官関与の充実の取組が行われている ものの、遺産分割以外の事件に関する平均審理期間が若干長期化傾向にある。また、人事訴訟事 件に関する平均審理期間は、おおむね一貫して長期化傾向にある。

こうした状況を踏まえ、第7回報告書においては、調停委員会内部における認識共有に向けての取組を引き続き進めるとともに、調停委員会と当事者との間の認識共有という視点がこれまで以上に重要となり、その具体的方策等について検討を深めることが必要となるとの課題や、審判や人事訴訟の審理及び結論の見通しをも念頭に置きつつ、調停進行上の具体的方策等を更に検討していく必要があるとの課題が指摘されたところである。

そこで、今回の検証では、平成30年5月及び11月に、大規模、小規模の家庭裁判所本庁各1 庁及び家庭裁判所支部1庁の計3庁の裁判所並びに上記各本庁に対応する単位弁護士会に対して 実情調査を実施し、調停における裁判官関与の充実に関する取組の効果と更なる課題、人事訴訟 の審理等を念頭に置いた離婚調停の運営の現状と課題を中心として、裁判官や弁護士等から忌憚 のない意見を聴取した。

実情調査の結果及びそれを踏まえた検証検討会での議論等の要点は、次のとおりである。

#### 2 調停における裁判官関与の充実に関する取組の効果と課題

#### (1) 実情調査の結果

# ア 調停委員会内部の認識共有

大規模家庭裁判所,小規模家庭裁判所を問わず,調停における裁判官関与の充実に関する取組の趣旨は浸透しており,裁判官が対面評議や書面評議を合理的かつ効果的に行い,調停における合意点及び対立点を確認するとともに,当事者の自主的紛争解決を後押しするため,法的観点が強調されすぎることのないよう,法的観点の当事者への伝え方も含めて評議を行うなど,評議を通じた裁判官関与の充実に関する取組が引き続き行われている。こうした取組を進める上での課題として,評議待ちの問題が生じるなどしているが,書記官による評議の適切な前さばきや,当事者に対する丁寧な説明等を通じて,当事者の理解を得ながら,適時適切に対面評議を行うことができるよう各庁において取組が進められていることは前回と同様である。

弁護士の側からも、調停委員から「評議の結果」であるとして説明される場面や、裁判官から直接説明される場面が増加していると感じられるとして、調停における裁判官関与の充実に

関する取組の効果を実感しており、その結果、当事者の信頼度や納得度が向上しているとの実情が紹介された。

一方で、弁護士の側からは、書面評議のみでは調停における当事者の主張のポイントが裁判官に正確に共有されていないと感じられる場合があり、対面評議をより充実させるべきであるが、調停委員の中には、裁判官に対する遠慮から、対面評議の申出を躊躇する傾向があるのではないかといった指摘もされている。

# イ 調停委員会と当事者との間の認識共有

更なる調停の充実に向けた課題として、調停委員会と当事者との間の認識共有が必要であるとの点についても、各庁において取組が進められつつあり、裁判官の側からは、評議の際に、その結果等の当事者への伝え方や、評議の結果を伝える際の裁判官と調停委員との役割分担についても打合せを行ったり、調停委員から評議の結果を伝えた場合には、その際の当事者の反応についても評議で確認したりしているといった実情が紹介された。また、調停委員会と当事者との間の認識共有をより深めるための具体的方策として、①第1回調停期日の冒頭に双方当事者の同席の下で手続の説明をする際に、裁判官も同席することで、当事者が調停委員会の構成をイメージしやすいようにする、②ホワイトボードを活用して評議を行い、それを当事者にも示して説明する、③次回までの提出資料や検討事項を当事者自身にメモしてもらうなどの取組も紹介された。もっとも、更に進んで、類型的な問題点にとどまらない事情についても当事者と認識を共有することや、当事者の自主的紛争解決を後押しするような課題を設定することが課題であるとの指摘がされた。

弁護士の側からは、裁判官が期日に立ち会って当事者に説明することは、認識共有に非常に有効であるとの認識が示された一方、調停委員会による説明については、改めて手続代理人弁護士からかみ砕いて当事者本人に説明しているとの実情が紹介され、手続代理人弁護士が付いている事件とそうでない事件とで、当事者本人の理解の程度が異なるのではないかとの指摘がされた。また、上記の具体的方策に関しては、ホワイトボードを活用した争点の整理について、総合的な調整が望ましい事案には必ずしも適さないとの指摘がされた。さらに、調停委員会と当事者との間の認識共有は、迅速化にはある程度つながっているものの、調停の成立には必ずしも結び付いていないのではないかとの意見も出された。

### (2) 検証検討会での議論

検証検討会においては、適時適切な評議等を通じて、調停における積極的な裁判官関与の取組が行われており、弁護士においてもその効果が実感されているとして、調停委員会内部の認識共有に向けた取組の趣旨は浸透していると感じられるとの意見が出された。また、調停委員会と当事者との間の認識共有についても、ホワイトボードを活用して対立点に関する評議の結

果を当事者にフィードバックする取組が行われるなど,取組が進展しているとの評価がされた。 一方で,調停委員会内部における認識共有については,一部の調停委員は,依然として,裁 判官に対する遠慮から,評議の申出を躊躇する傾向があると窺われ,庁の規模等に応じて柔軟 な対面評議の在り方を工夫することが必要であるとの意見や,例えば夫婦関係調整調停事件に おいて,離婚の可否,親権,養育費といった類型的な問題点についてのみならず,離婚に伴う 住宅ローンの処理といった,類型的な問題点ではないものの当事者が関心を抱いている事情に ついても,評議等を通じて裁判官と調停委員との間で認識共有を十分に図るべきではないかと の意見が出された。

調停委員会と当事者との間の認識共有については、ホワイトボードを利用したフィードバックについて、対立点が視覚化されて分かりやすくなるというメリットがあることから、調停手続が訴訟における争点整理手続のようになり、話合いを通じた当事者の自主的紛争解決の機運が損なわれてしまうことのないように留意しつつ、取組を進めていくことが望ましいとの意見が出された。

また、弁護士は、手続代理人として調停委員会からのフィードバックを受け、その内容を当事者本人に説明するなどして、調停委員会と当事者との間の認識共有に貢献しているところ、手続代理人弁護士のいない事件においては、当事者本人が手続の内容や調停委員の役割等を認識していない場合もあり、手続代理人弁護士が付いている事件とそうでない事件とで認識共有等の程度に落差があるのではないかとの指摘がされた。

こうした指摘も踏まえ、調停委員会と当事者との間の認識共有の取組については、調停期日の終了時に、双方当事者が同席する場において、当該期日における到達点や次回期日に向けた課題等について確認するなど、当事者間の認識共有をも含めた更なる取組が期待され、その効果についても検証していく必要があるとの意見が出された。

#### (3) 今後に向けての検討

今後は、調停委員会内部における認識共有の更なる浸透を前提に、調停委員会と当事者との間の認識共有を更に深めるための取組を引き続き進めることが必要である。その際には、類型的な問題点について、評議を踏まえた法的判断の見通しを当事者にフィードバックするだけにとどまらず、類型的な問題点以外に当事者が関心を抱いている事項についても、評議等を通じて調停委員会内部で認識を共有し、その結果を当事者にフィードバックしていくことが有効であると考えられる。また、法的判断の見通しのフィードバックに当たり、項目ごとに整理するなどして分かりやすく伝える工夫は重要であるが、そうした運用が硬直化し、調停がその後の審判や訴訟に向けた争点整理の手続となってしまわないよう留意する必要もあると思われる。加えて、調停委員会と当事者との間の認識共有については、手続代理人弁護士が付いている場

合とそうでない場合とで、その浸透度合いに差があり得るところであり、当事者本人の理解の 程度に応じた認識共有の在り方についても議論を深めていく必要がある。

その上で、弁護士の側から、調停委員会と当事者との間の認識共有が、調停の成立には必ずしも結び付いていないのではないかとの指摘がされており、裁判官の側からも、当事者の自主的紛争解決を後押しするような課題を設定することが課題であるとの指摘がされていることからすると、今後は、調停委員会と当事者との間の認識共有を踏まえ、当事者の自主的紛争解決に向けた意欲を引き出すような働き掛けの在り方という視点が重要になってくると考えられる。こうした働き掛けについては、調停委員会の役割が中心となるとはいえ、書記官事務や家庭裁判所調査官による行動科学の知見に基づく事実の調査や調整をも活用した総合的なものであると考えられるから、裁判官、調停委員、書記官及び家庭裁判所調査官という関係職種間の連携が一層重要となってくると考えられる。また、こうした取組の効果についても、家庭裁判所全体の紛争解決機能の強化という視点から、実証的な検証を行っていくことが必要であるというべきである。

## 3 人事訴訟の審理や結論の見通しをも念頭に置いた離婚調停の運営の現状と課題

# (1) 実情調査の結果

## ア 裁判官から見た現状と課題

人事訴訟を担当する裁判官の側からは、人事訴訟が長期化する要因として、財産分与の申立 てのある離婚事件において、当事者間の感情的対立から財産開示が進まなかったり、基準時や 特有財産の範囲について争いがあったりすることが指摘され、これらの点は、感情的対立が先 鋭化する前の離婚調停の段階から考え方を整理していくことが望ましいとの意見が出された。 また、人事訴訟が当事者対立構造の手続であり、家庭裁判所調査官の調整的関与が困難である ことから、人事訴訟において面会交流の調整を行うことは困難であることが指摘され、離婚調 停の段階で面会交流の調整ができていないと感情的対立が激化しやすく、人事訴訟の進行が困 難化・長期化しやすいことからしても、面会交流については、調停段階において積極的に調整 を図るべきであるとの意見が出された。

こうした意見を踏まえ、離婚調停を担当する裁判官の側からは、離婚調停において調停不成立が見込まれる場合であっても、直ちに調停不成立とするのではなく、財産分与等について整理を行い、財産一覧表を作成するなどの取組を行っていることが紹介された。また、離婚調停の段階から、人事訴訟の審理をも念頭に、調査嘱託を早期に採用したり、離婚について合意がある場合には親権者や養育費等に関する陳述書の作成を依頼したりするといった取組も紹介された。

# イ 弁護士から見た現状と課題

弁護士の側からは、離婚調停において、人事訴訟になった場合の結論の見通しについては 意識をしており、人事訴訟の結論の見通しとして裁判官が述べることは、離婚調停の担当裁判 官と人事訴訟の担当裁判官とが異なる場合であっても重視しているとの指摘があった。他方で、 離婚調停においては、あくまでも調停手続における解決を目指して代理人活動を行っており、 必ずしも人事訴訟の審理のための主張立証をしているわけではなく、調停段階において総合的 な調整を図ることが望ましい事案においては、人事訴訟になった場合に争点となると見込まれ る項目を必ずしも全て取り上げるわけではないし、主張書面の内容や構成についても、対立を 激化させないよう、あえて簡潔な記載にとどめていることが多いとの実情も紹介された。また、 離婚調停における調査嘱託については、弁護士から見ると、特に離婚について争いがある場合 等には、謙抑的に運用されているとの指摘がされた。

## (2) 検証検討会での議論

検証検討会では、前回の実情調査においては、離婚調停と人事訴訟とを別物として取り扱っている弁護士が多い印象があったが、今回の実情調査においては、裁判官だけでなく弁護士の側からも、離婚調停の段階から、人事訴訟の審理を念頭に置いて調査嘱託を実施したり、陳述書及び財産一覧表を作成したりするなどの取組が紹介され、人事訴訟における審理や結論の見通しを念頭に置いた離婚調停の運営が浸透しつつあるのではないかとの意見が出された。

もっとも、人事訴訟を念頭に置いた離婚調停の運営の具体的な在り方については、裁判官と 弁護士との認識が必ずしも一致しているとは言い難いとの指摘がされた。また、離婚調停にお ける調査嘱託の採用については、調停委員が裁判官と十分な認識共有をしないまま、調査嘱託 に関する当事者の意向を取り上げずに進行していることもあるのではないかとの意見が出され た。

#### (3) 今後に向けての検討

前回の報告書でも指摘されているとおり、調停が自主的な紛争解決手続であるということに 照らすと、離婚調停を訴訟化させたり、離婚調停を人事訴訟に向けた争点整理の手続として位 置付けたりするというような運用は避けなければならないが、このことと、離婚調停の進行に 当たり人事訴訟の審理及び結論の見通しをも念頭に置くという運用とは矛盾するものではない。

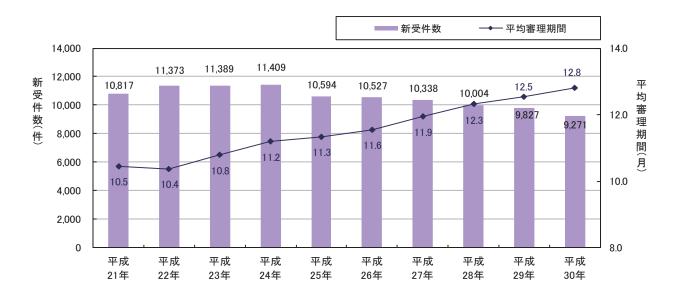
今回の実情調査を通じ、弁護士の意識としても人事訴訟の審理及び結論の見通しを念頭に置いて離婚調停に臨んでいることが明らかになったといえるが、特に離婚について争いがある場合に、どこまで人事訴訟の審理及び結論の見通しを念頭に置いて離婚調停を進行すべきかについて、裁判官と弁護士との間には意識の違いもあるように見受けられる。この意識の違いは、①離婚調停と人事訴訟とで担当する裁判官が異なる場合、②代理人弁護士が交替する場合、③

離婚調停では手続代理人弁護士が付いていなかったが人事訴訟においては代理人弁護士が付く場合等があることによるものと考えられる。こうした場合にも人事訴訟の審理及び結論の見通しを念頭に置いて離婚調停を進めるためには、効果的な取組を共有するなど横断的な取組が重要であり、そうした取組を調停委員との間でも共有していくことが必要になると考えられる。とりわけ、後記4.3のとおり、財産分与の申立てのある離婚事件の増加が人事訴訟の審理期間の長期化の一つの要因であると分析されていることからすると、財産分与が問題となる離婚調停における人事訴訟の審理及び結論の見通しを念頭に置いた進行や調停運営の在り方について、検討を深めることが重要であり、そうした取組の効果についても検証していくことが必要となるというべきである。

# 4. 3 人事訴訟事件の概況等

人事訴訟に関し,新受件数(9,271件)は前回(1万0004件)より若干減少した一方,近時の平均審理期間の長期化傾向は依然として続いている(【図28】)。

# 【図28】 新受件数及び平均審理期間の推移(人事訴訟)

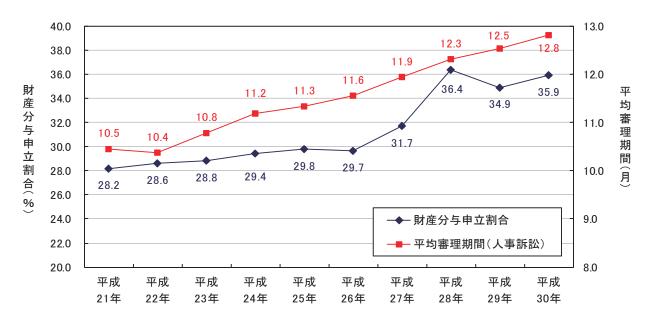


審理の長期化傾向の要因として、財産分与の申立てのある離婚事件の割合が、長期的に見て増加傾向にある(【表 29】【図 30】)ほか、そうした事件も含め人事訴訟における争点整理期間が長期化しており(【図 31①】【図 31②】)、その要因として、①財産分与の申立てのある離婚事件で、預金取引履歴の開示範囲をめぐって当事者が対立したりするなど、資料収集をめぐって審理が難航しがちであること、②離婚原因について、必ずしも事案の結論と結び付かない周辺事情についてまで主張の応酬が繰り返されること等が指摘されていることは、前回と変わらない。

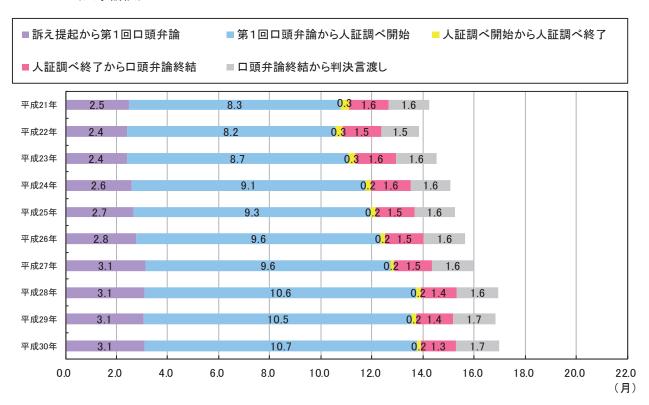
【表29】離婚の訴えにおける親権者の指定をすべき子又は財産分与の申立ての有無別の審理の状況 (人事訴訟)

離婚		親権者の指定をすべき子		財産分与	の申立て	離婚以外	
			あり	なし	あり	なし	
	既済件数	8,419	5,213	3,206	3,025	5,394	1,058
平均	審理期間(月)	13.2	13.3	13.1	16.5	11.4	9.6
平	均期日回数	8.0	8.1	7.7	10.4	6.6	4.6
平均	期日間隔(月)	1.7	1.6	1.7	1.6	1.7	2.1
争点	京整理実施率	71.8%	75.0%	66.6%	86.5%	63.5%	43.5%
	6月以内	2,078	1,162	916	376	1,702	454
	0月以内	24.7%	22.3%	28.6%	12.4%	31.6%	42.9%
	6月超	2,481	1,611	870	778	1,703	323
	1年以内	29.5%	30.9%	27.1%	25.7%	31.6%	30.5%
審	1年超	3,053	1,978	1,075	1,375	1,678	244
理	2年以内	36.3%	37.9%	33.5%	45.5%	31.1%	23.1%
期	2年超	682	402	280	407	275	29
間	3年以内	8.1%	7.7%	8.7%	13.5%	5.1%	2.7%
	3年超	119	56	63	83	36	8
	5年以内	1.4%	1.1%	2.0%	2.7%	0.7%	0.8%
	5年超	6	4	2	6	-	-
		0.07%	0.08%	0.06%	0.2%	-	-
訴	ッキャッナ	5,788	3,708	2,080	2,423	3,365	473
訟	当事者双方	68.7%	71.1%	64.9%	80.1%	62.4%	44.7%
代理	压生/则の 2.	2,380	1,376	1,004	551	1,829	543
人	原告側のみ	28.3%	26.4%	31.3%	18.2%	33.9%	51.3%
<b>の</b>	-ta-t-/III @ 7.	99	57	42	40	59	12
選任	被告側のみ	1.2%	1.1%	1.3%	1.3%	1.1%	1.1%
状	本人による	152	72	80	11	141	30
況		1.8%	1.4%	2.5%	0.4%	2.6%	2.8%
***************************************	Mar 24	3,136	1,903	1,233	887	2,249	645
	判決	37.2%	36.5%	38.5%	29.3%	41.7%	61.0%
終	和解	4,088	2,648	1,440	1,830	2,258	186
局		48.6%	50.8%	44.9%	60.5%	41.9%	17.6%
区	取下げ	977	548	429	248	729	188
分		11.6%	10.5%	13.4%	8.2%	13.5%	17.8%
	<b>7</b> 1	218	114	104	60	158	39
	それ以外	2.6%	2.2%	3.2%	2.0%	2.9%	3.7%

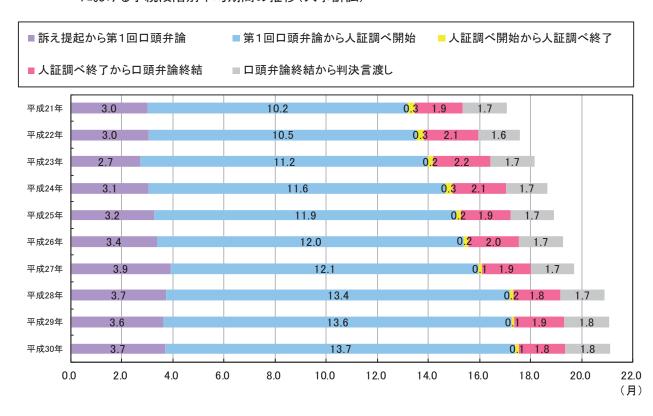
【図30】 離婚の訴えにおける財産分与の申立てがある事件の割合(既済事件)及び人事訴訟の平均 審理期間の推移



【図31①】 人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移 (人事訴訟)



【図31②】 財産分与の申立てがある離婚の訴えのうち人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移(人事訴訟)



その余の主な統計データ(審理期間別の既済件数及び事件割合,終局区分別の既済件数及び事件割合,平均期日回数及び平均期日間隔)や、民事第一審訴訟事件と比べて、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高い傾向が見られることについても、前回から大きな変化は見られない(【表 32】【表 33】【表 34】)。

【表32】審理期間別の既済件数及び事件割合 (人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	人事訴訟	民事第一審 訴訟 (全体)	民事第一審 訴訟 (過払金 等以外)
既済件数	9,477	138,682	98,901
平均審理期間(月)	12.8	9.0	9.1
6 B N th	2,532	76,656	54,060
6月以内	26.7%	55.3%	54.7%
6月超1年以内	2,804	27,607	19,427
0月起1千以内	29.6%	19.9%	19.6%
1年超2年以内	3,297	25,013	18,387
1 + 旭 2 + 以内	34.8%	18.0%	18.6%
2年超3年以内	711	6,822	5,058
2十四3十以内	7.5%	4.9%	5.1%
3年超5年以内	127	2,292	1,745
3十四3千以內	1.3%	1.7%	1.8%
5年を超える	6	292	224
5年で起える	0.06%	0.2%	0.2%

【表33】 終局区分別の既済件数及び事件割合 (人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	人事訴訟	民事第一審 訴訟(全体)	民事第一審 訴訟(過払 金等以外)
4u12h	3,781	57,376	43,189
判決	39.9%	41.4%	43.7%
うち対席(%は判決	2,629	33,489	24,660
に対する割合)	69.5%	58.4%	57.1%
和解	4,274	51,445	35,275
<b>个</b> 以 丹牛	45.1%	37.1%	35.7%
取下げ	1,165	19,800	11,478
AX PTJ	12.3%	14.3%	11.6%
それ以外	257	10,061	8,959
てれい以外	2.7%	7.3%	9.1%

【表34】 平均期日回数及び平均期日間隔 (人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類		人事訴訟	民事第一審 訴訟 (全体)	民事第一審 訴訟 (過払金等 以外)
	平均期日回数	7.6	5.0	5.0
	うち平均口頭弁論 期日回数	2.2	1.9	1.8
	うち平均争点整理 期日回数	5.3	3.1	3.2
	平均期日間隔(月)	1.7	1.8	1.8

<sup>※</sup> 端数処理の関係で、平均口頭弁論期日回数と平均争点 整理期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ず しも一致しない。